

ひじき、ひじき、  
実現する  
ふくしま

児童相談所  
業務概要

令和7年度版  
(令和6年度実績)

○福島県

中央児童相談所

県中児童相談所

会津児童相談所

浜児童相談所

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(児童憲章より)

## は　じ　め　に

本県児童相談所の業務につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の福島県における児童相談の実績等を業務概要としてまとめましたので、業務の参考としていただければ幸いです。

令和6年度に県内の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は1,868件となり、令和5年度の1,908件から減少しましたが、依然として高い水準にあります。その多くは、令和5年度に引き続き、こどもが家庭内の暴力にさらされる心理的虐待が占めています。近年、核家族化の進行や地域での支え合いの機会が減少する中、このような家庭環境は、こどもの心身の安定や社会性の育ちに少なからず影響を及ぼすおそれが指摘されています。このほか、不登校の増加や貧困、SNSなどデジタル環境に起因するリスク、行動の特性に応じた支援の必要性など、こどもと家庭を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、社会全体でこどもが安心して育つ環境を整えることが求められています。

令和7年4月に「福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、一時保護の設備や運営に関する基準が明確になりました。これを受け、子どもの意見表明の保障や権利擁護のための環境整備を含め、一時保護の運営の適正化に取り組んでいるところです。さらに、令和7年6月から、一時保護開始時の適正手続と透明性の確保を目的とした司法審査制度が導入され、一時保護に関する判断根拠の明確化や記録の整備など、制度の適切な運用が不可欠となっております。

児童相談所は、その専門性と付与された権限を最大限に活用し、子どもの最善の利益を優先し、子どもの権利擁護を担う責務を果たすことが求められています。私たちは、こどもが安心して生活できる環境を提供するため、日々の実践を見直し、支援の質を一層向上させるべく尽力してまいります。引き続き、皆様方の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月

福島県中央児童相談所長 森 谷 吉 博

福島県県中児童相談所長 平 野 清 一

福島県会津児童相談所長 横 山 秀 和

福島県浜児童相談所長 佐 藤 光 徳

# 目 次

## I 児童相談所の概要

1	児童相談所とは	1
2	管内概況	2
	(1) 管轄区域図	2
	(2) 各児童相談所の管内概況	2
3	令和7年度児童相談所の組織、人員配置	3

## II 児童相談所の業務

1	児童相談所が行う主な業務	5
2	相談の方法	5
3	相談の種類と内容	6
4	相談の流れ	7
5	相談受付状況	8
	(1) 児童人口と相談受付件数の推移	8
	(2) 児童相談所別相談受付件数の推移	9
	(3) 経路別相談受付状況	10
	ア 令和6年度経路別相談受付状況	10
	イ 経路別相談受付割合の推移	11
	(4) 相談種別受付状況	12
	ア 令和6年度相談種別受付状況	12
	イ 相談種別受付状況の推移	12
6	相談対応状況	13
	(1) 令和6年度相談種別対応状況	13
7	虐待相談	14
	(1) 虐待相談受付件数の推移	14
	(2) 令和6年度虐待種別対応状況	14
	(3) 令和6年度虐待相談の虐待種別・経路別対応状況	15
	(4) 虐待種別対応件数の推移	16
	(5) 令和6年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者	16
	(6) 令和6年度被虐待者の年齢、虐待種別	17
8	相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況	18
	(1) 心理療法・カウンセリングの実施件数の推移	18
9	里親委託の状況	19
	(1) 令和6年度里親委託の状況	19
	(2) 里親委託状況の推移	19

（3）令和6年度年齢別里親委託児童数	20
10 一時保護の状況	21
（1）令和6年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況	21
ア 一時保護所での保護	21
イ 一時保護委託	22
（2）一時保護の推移	23
ア 一時保護児童数の推移	23
イ 一時保護児童（所内＋所外）の対応状況と保護日数の推移	23
ウ 一時保護児童（所内＋所外）の相談種別割合の推移	24

### III 児童相談所の事業

1 児童虐待防止対策	25
（1）児童虐待ケース対応強化事業	25
（2）学校等との連携強化事業	26
2 児童福祉施設連絡協議会	26
3 児童福祉施設訪問調査	27
4 職員研修	28
（1）児童相談所部門別研修会	28
（2）面接スキル研修会	29
（3）児童虐待ケース対策研修会	29
（4）児童相談所職員専門性向上研修	30
（5）児童相談所新任職員研修会	31
（6）派遣研修	31
（7）児童自立支援施設体験研修	31
5 里親制度の推進	32
（1）里親関係研修	32
（2）里親入門講座	32
（3）里親制度啓発活動「One Love キャンペーン」	33
（4）里親への支援等	33
6 市町村との連携、市町村支援	33
7 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議	36

### IV 児童福祉施設等

1 県内の児童福祉施設等一覧	37
2 施設別在籍状況	38
（1）乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	38
（2）障害児入所施設	39
（3）県内の福祉事務所等一覧	40

## I 児童相談所の概要

### 1 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法の規定に基づいて設置された児童福祉のための専門行政機関であり、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。また、中核市や特別区などにも設置することができるとされています。

県内には次表のとおり4つの児童相談所があり、そのうち県中、会津及び浜児童相談所には、相談、調査、判定等の業務を行う相談室を設置しています。

児童相談所（相談室）	所在地・連絡先	管轄区域
中央児童相談所 (昭和23年6月18日設置) (昭和47年4月1日改築)	〒960-8002 福島市森合町10-9 TEL: 024-534-5101 FAX: 024-534-5211 E-mail: tyuuou.jisou@pref.fukushima.lg.jp	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡 (計: 4市2郡4町村)
県中児童相談所 (平成19年4月1日設置) (令和5年1月30日移転)	〒963-8041 郡山市富田町字町田3 TEL: 024-935-0611 FAX: 024-935-0618 E-mail: kentyuu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡 (計: 4市5郡17町村)
白河相談室 (平成14年4月1日設置) (平成15年3月1日移転)	〒961-0074 白河市郭内127 TEL: 0248-22-5648 FAX: 0248-22-5451	白河市、西白河郡、東白川郡 (計: 1市2郡8町村)
会津児童相談所 (昭和35年12月1日設置) (平成18年4月1日移転)	〒965-0003 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3 TEL: 0242-23-1400 FAX: 0242-23-1404 E-mail: aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡 (計: 2市4郡15町村)
南会津相談室 (平成14年4月1日設置)	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542-2 TEL: 0241-63-0309 FAX: 0241-62-1698	南会津郡 (計: 1郡4町村)
浜児童相談所 (昭和28年5月1日設置) (平成29年8月7日改築)	〒970-8033 いわき市自由ヶ丘38-15 TEL: 0246-28-3346 FAX: 0246-28-2624 E-mail: hama.jisou@pref.fukushima.lg.jp	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計: 3市2郡10町村)
南相馬相談室 (平成14年4月1日設置)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 TEL: 0244-26-1135 FAX: 0244-26-1332	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計: 2市2郡10町村)

## 2 管内概況

### (1) 管轄区域図



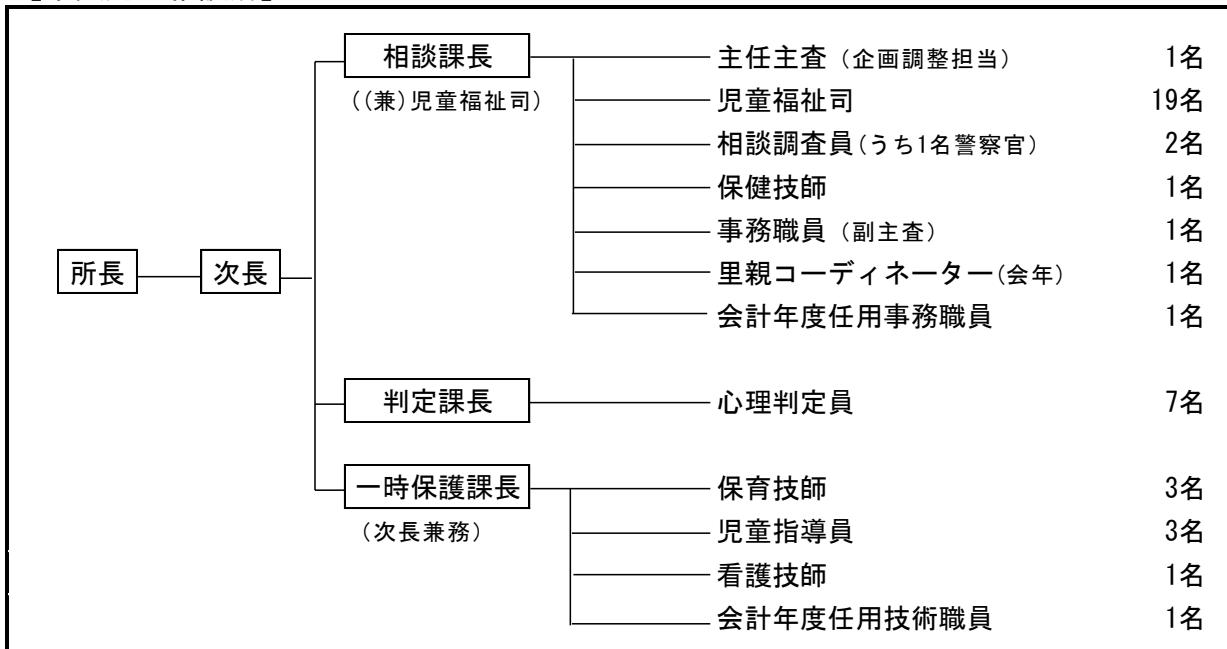
### (2) 各児童相談所の管内概況

児童相談所名	管轄		管内面積 (km²)	管内人口 (人)	管内児童数 (人)	人口に対する児童数の割合	県全体に占める児童割合
	市町村数						
① 中央児童相談所	4市 3町 1村		1,753.34	441,555	56,127	12.7%	25.0%
② 県中児童相談所	4市10町 7村		3,639.32	627,086	85,290	13.6%	38.0%
③ 会津児童相談所	2市11町 4村		5,420.31	234,621	29,532	12.6%	13.2%
④ 浜児童相談所	3市 7町 3村		2,970.77	420,353	53,352	12.7%	23.8%
計	13市31町15村		13,783.74	1,723,615	224,301	13.0%	100.0%

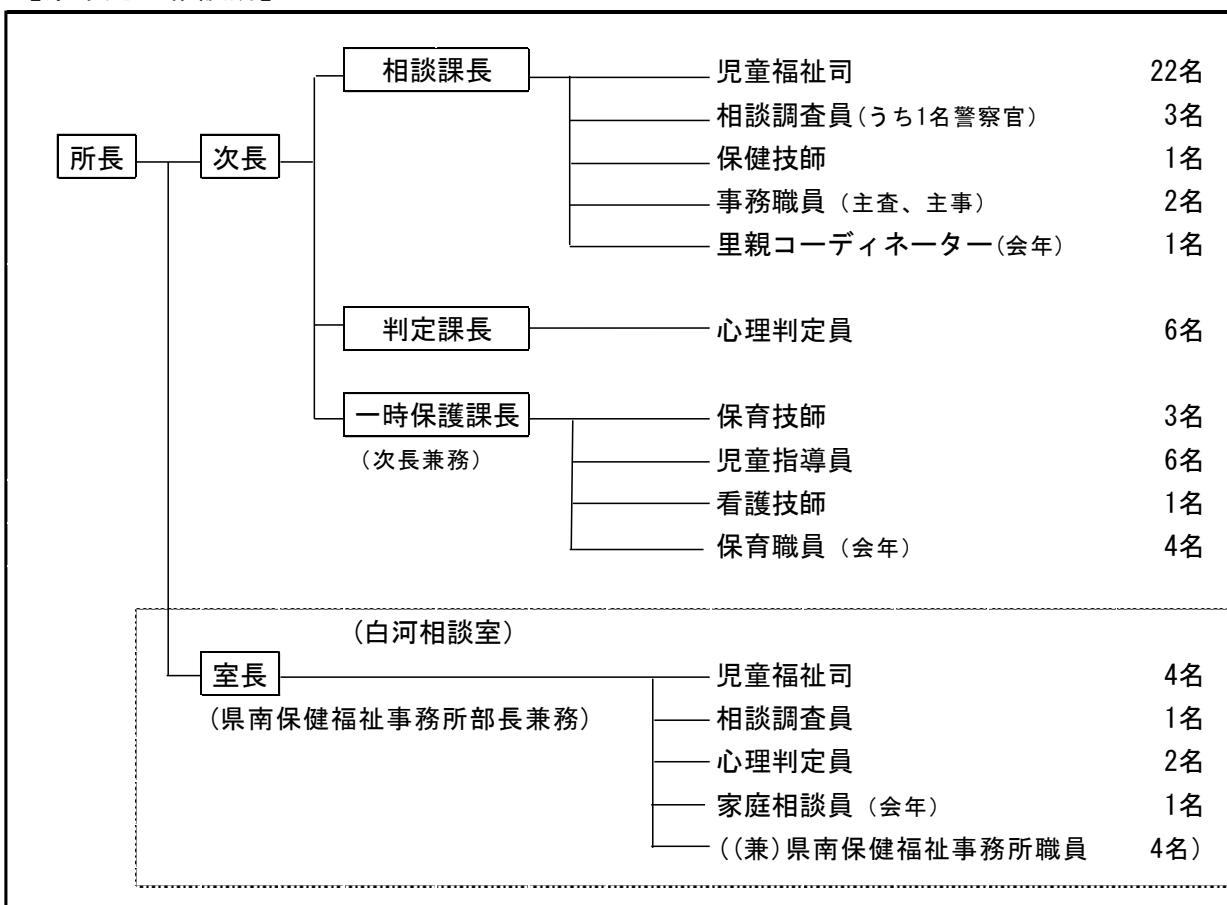
※ 人口及び児童数は、「福島県現住人口調査 令和7年6月1日現在」による。

## 3 令和7年度児童相談所の組織、人員配置（令和7年4月1日現在）

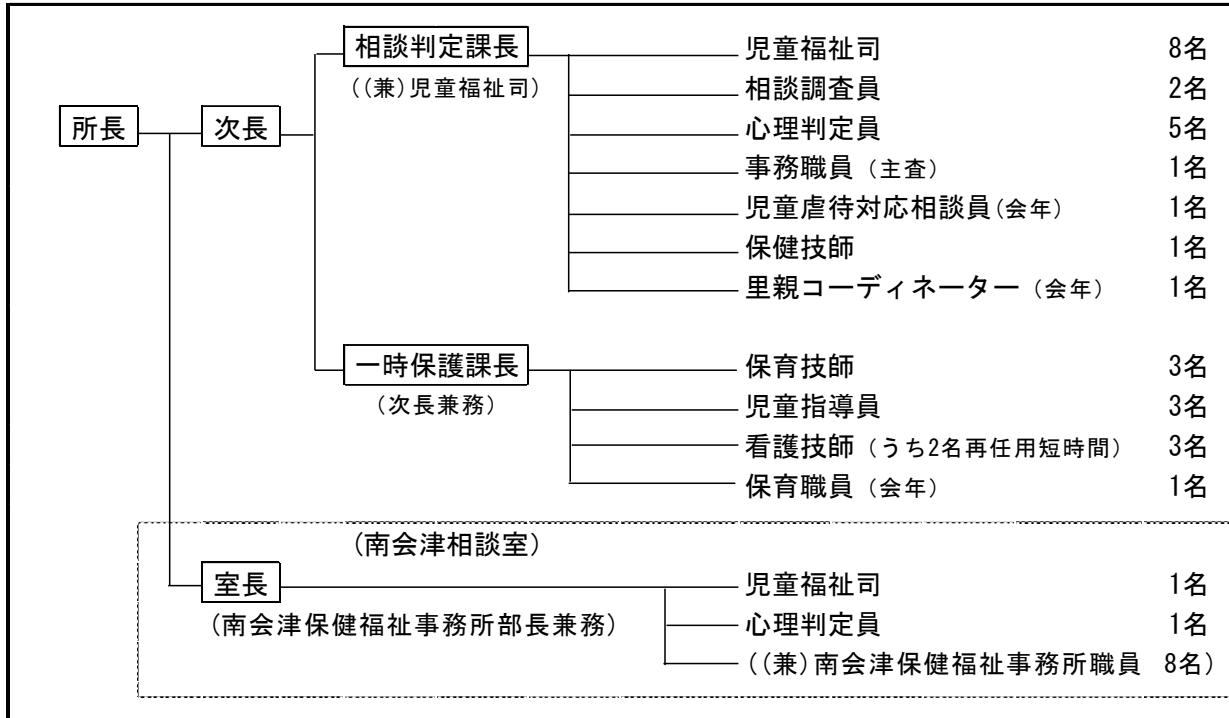
【中央児童相談所】（現員42名（再任用短時間勤務職員、嘱託員、会計年度任用職員等は除く。以下同じ））



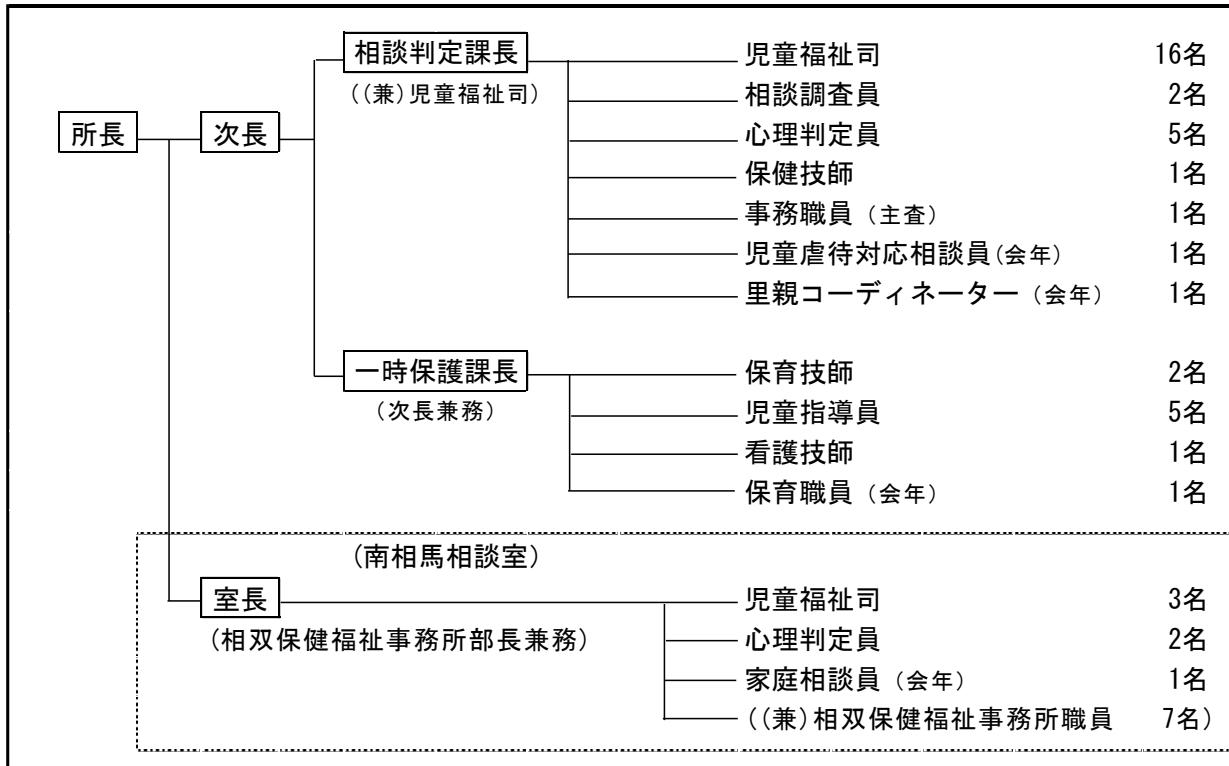
【県中児童相談所】（現員55名）



## 【会津児童相談所】（現員29名）



## 【浜児童相談所】（現員41名）



上記のほか、各児童相談所に嘱託医（小児科、精神科）、児童虐待対応専門員（医師、弁護士、学識者）、宿日直職員を配置するとともに、一時保護所には学習指導協力員、児童指導補助員（いずれも会計年度任用職員）を配置しています。

## II 児童相談所の業務

### 1 児童相談所が行う主な業務

児童相談所では、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮することができるよう、こども及びその家庭を援助することを目的として相談援助活動を行っています。

児童相談所が行う主な業務は、次のとおりです。

#### (1) 市町村援助業務

市町村が行う児童家庭相談に関する業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

#### (2) 相談業務

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談に応じます。

#### (3) 一時保護業務

虐待、家出、放任（ネグレクト）等により緊急性がある場合や、行動観察、短期入所が必要な場合等に一時保護を行います。

#### (4) 措置業務

必要に応じ、こどもの児童福祉施設等への入所措置や、里親、指定医療機関への委託などを行います。

### 2 相談の方法

相談は、児童相談所への来所や電話等により行います。

電話相談は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を含め、24時間365日いつでも受け付けます。児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」番に電話をかけると、固定電話の場合は最寄りの児童相談所につながります。また、携帯電話から発信した場合は、オペレーターが地域情報を聞き取り、管轄の児童相談所へつなぎます。

なお、来所での相談の場合は、待ち時間を少なくするため、事前に電話等で相談日時を予約されることをお勧めしています。

また、福島県では、令和7年7月1日から、LINEによる相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設しています。家庭や家族の悩み、子育ての不安、ヤングケアラー、不登校など、こどもや子育てに関する悩みなどの相談を受け付けています。

（スマートフォンで右のQRコードを読み込んでください。）

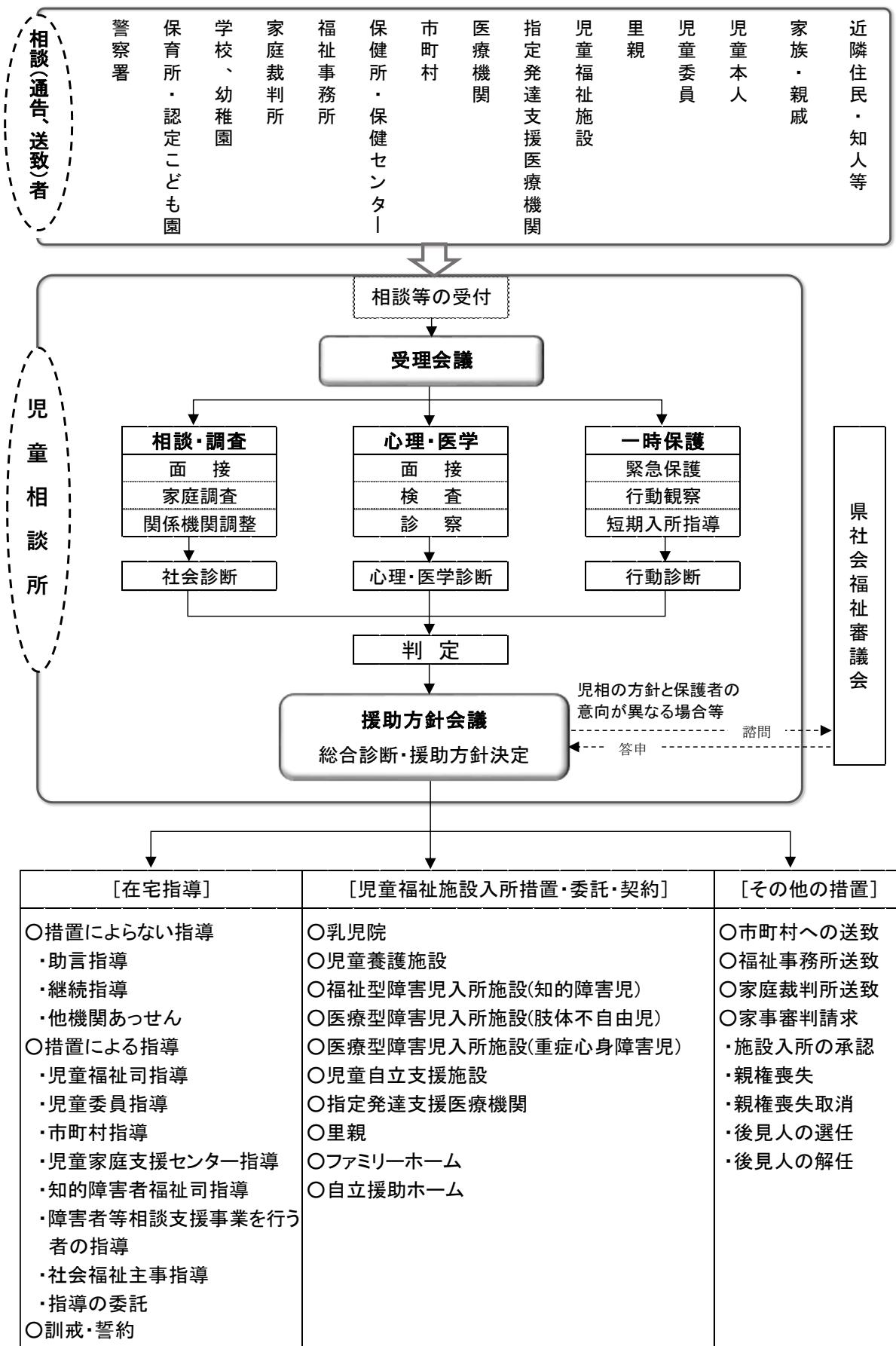


### 3 相談の種類と内容

児童相談所が受け付ける相談の種類と内容は、次のとおりです。

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有するこどもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞を有するこども等に関する相談
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談
非行相談	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のないこどもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談
育成相談	12. 性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にあるこどもに関する相談
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

## 4 相談の流れ



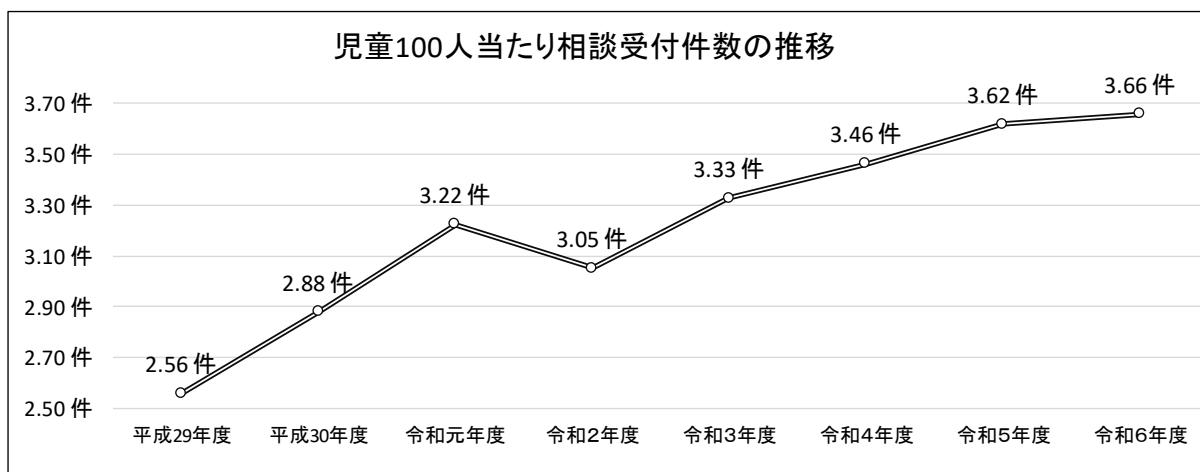
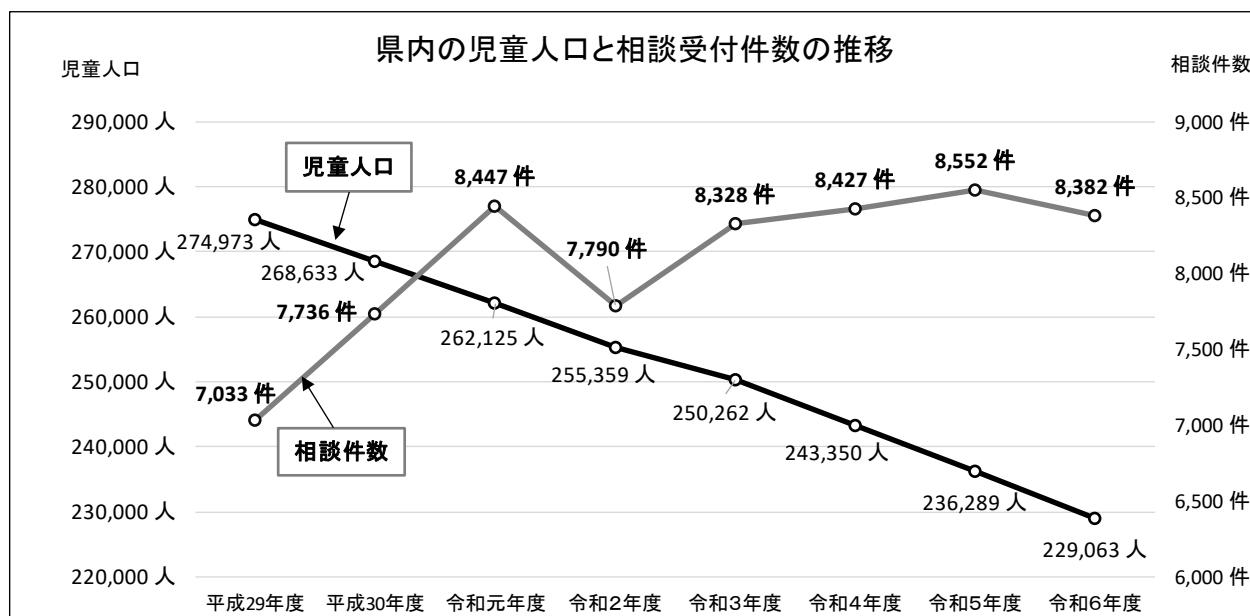
## 5 相談受付状況

### (1) 児童人口と相談受付件数の推移

県内の児童人口は、平成29年度の274,973人に対し、令和6年度では229,063人（いずれも各年10月1日現在）と、7年間で45,910人、約16.7%の減少となっています。

他方、児童相談所への相談件数は、平成29年度の7,033件に対し、令和6年度では8,382件と、1,349件、約19.3%の増加となっています。

これを児童100人当たりの相談件数でみると、平成29年度が2.56件であったのに対し、令和6年度では3.66件となり、7年間で大きく増加しています。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童人口	274,973人	268,633人	262,125人	255,359人	250,262人	243,350人	236,289人	229,063人
相談受付件数	7,033件	7,736件	8,447件	7,790件	8,328件	8,427件	8,552件	8,382件
児童100人当たり 相談受付件数	2.56件	2.88件	3.22件	3.05件	3.33件	3.46件	3.62件	3.66件

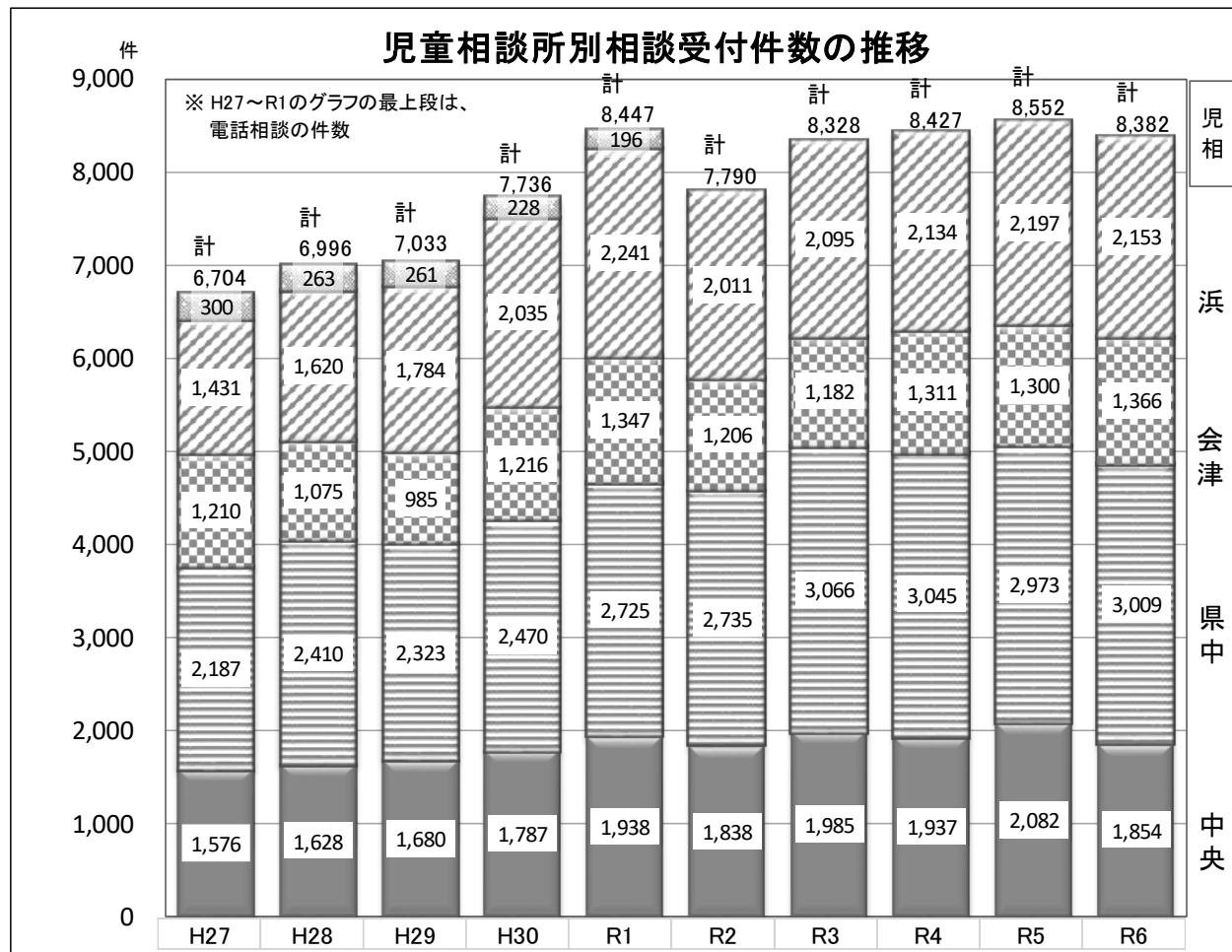
※ 児童人口は、「福島県現住人口調査」(各年10月1日現在)より

## (2) 児童相談所別相談受付件数の推移

平成 27 年度と令和 6 年度の相談受付件数を比較すると、県全体では 6,704 件から 8,382 件と約 1.25 倍の増加となっています。

児童相談所別にみると、浜児童相談所が 1,431 件から 2,153 件、約 1.50 倍と大きく増加しており、次いで県中児童相談所が 2,187 件から 3,009 件で約 1.38 倍、中央児童相談所が 1,576 件から 1,854 件で約 1.18 倍、会津児童相談所が 1,210 件から 1,366 件で約 1.13 倍と、それぞれ増加しています。

※ 電話相談事業は、令和元年度をもって終了しています。

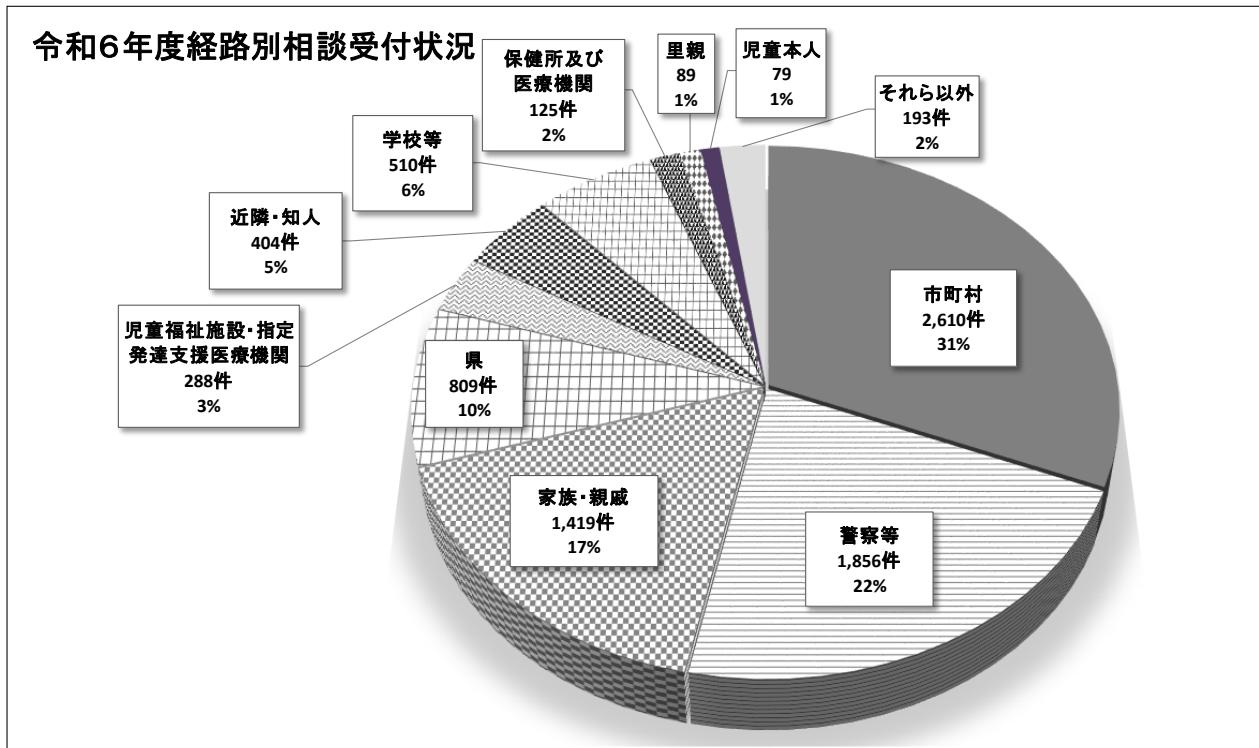


年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県 計	6,704件	6,996件	7,033件	7,736件	8,447件	7,790件	8,328件	8,427件	8,552件	8,382件
内訳	中央	1,576件	1,628件	1,680件	1,787件	1,938件	1,838件	1,985件	1,937件	2,082件
	県中	2,187件	2,410件	2,323件	2,470件	2,725件	2,735件	3,066件	3,045件	2,973件
	会津	1,210件	1,075件	985件	1,216件	1,347件	1,206件	1,182件	1,311件	1,300件
	浜	1,431件	1,620件	1,784件	2,035件	2,241件	2,011件	2,095件	2,134件	2,197件
	電話相談	300件	263件	261件	228件	196件	-	-	-	-

## (3) 経路別相談受付状況

## ア 令和6年度経路別相談受付状況

令和6年度における相談受付状況を経路別にみると、「市町村」が2,610件・31%と最も多く、次いで「警察等」1,856件・22%、「家族・親族」1,419件・17%となっています。



経路	児相	県計				中央				県中				会津				浜			
		男	女	不詳	計	男	女	不詳	計	男	女	不詳	計	男	女	不詳	計	男	女	不詳	計
県	児童相談所	99	84	0	183	19	14	0	33	35	24	0	59	14	15	0	29	31	31	0	62
	福祉事務所	36	38	0	74	21	24	0	45	3	3	0	6	6	6	0	12	6	5	0	11
	保健センター	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	356	195	0	551	74	27	0	101	151	83	0	234	51	34	0	85	80	51	0	131
市町村	福祉事務所	1,404	780	1	2,185	354	186	0	540	440	216	0	656	220	149	1	370	390	229	0	619
	児童委員	2	1	0	3	1	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健センター	37	30	0	67	2	1	0	3	16	13	0	29	7	7	0	14	12	9	0	21
	その他	196	159	0	355	16	12	0	28	135	82	0	217	42	60	0	102	3	5	0	8
児童福祉施設等	保育所	40	34	0	74	2	2	0	4	17	21	0	38	9	8	0	17	12	3	0	15
	児童福祉施設	127	86	0	213	26	27	0	53	62	35	0	97	24	15	0	39	15	9	0	24
	指定発達支援医療機関	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
児童家庭支援センター	認定こども園	3	3	0	6	0	0	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	0	2	0	2
	警察等	944	912	0	1,856	202	171	0	373	364	348	0	712	121	117	0	238	257	276	0	533
	家庭裁判所	17	12	0	29	4	1	0	5	7	5	0	12	2	2	0	4	4	4	0	8
保健所、医療機関	保健所	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0
	医療機関	58	64	0	122	9	15	0	24	37	34	0	71	4	5	0	9	8	10	0	18
学校等	幼稚園	15	5	0	20	4	1	0	5	3	1	0	4	7	3	0	10	1	0	0	1
	学校	219	216	0	435	58	61	0	119	83	80	0	163	30	16	0	46	48	59	0	107
	教育委員会等	33	22	0	55	3	1	0	4	5	3	0	8	15	9	0	24	10	9	0	19
里親		39	50	0	89	11	22	0	33	11	7	0	18	2	1	0	3	15	20	0	35
児童委員		1	6	0	7	0	0	0	0	1	4	0	5	0	0	0	0	0	2	0	2
家族・親戚		793	596	30	1,419	199	144	3	346	250	188	2	440	167	105	0	272	177	159	25	361
近隣・知人		212	184	8	404	52	39	0	91	73	68	1	142	30	27	0	57	57	50	7	114
児童本人		30	47	2	79	7	8	0	15	12	14	0	26	6	10	0	16	5	15	2	22
その他		74	66	4	144	16	13	0	29	39	27	0	66	9	5	0	14	10	21	4	35
計		4,743	3,594	45	8,382	1,080	771	3	1,854	1,749	1,257	3	3,009	770	595	1	1,366	1,144	971	38	2,153

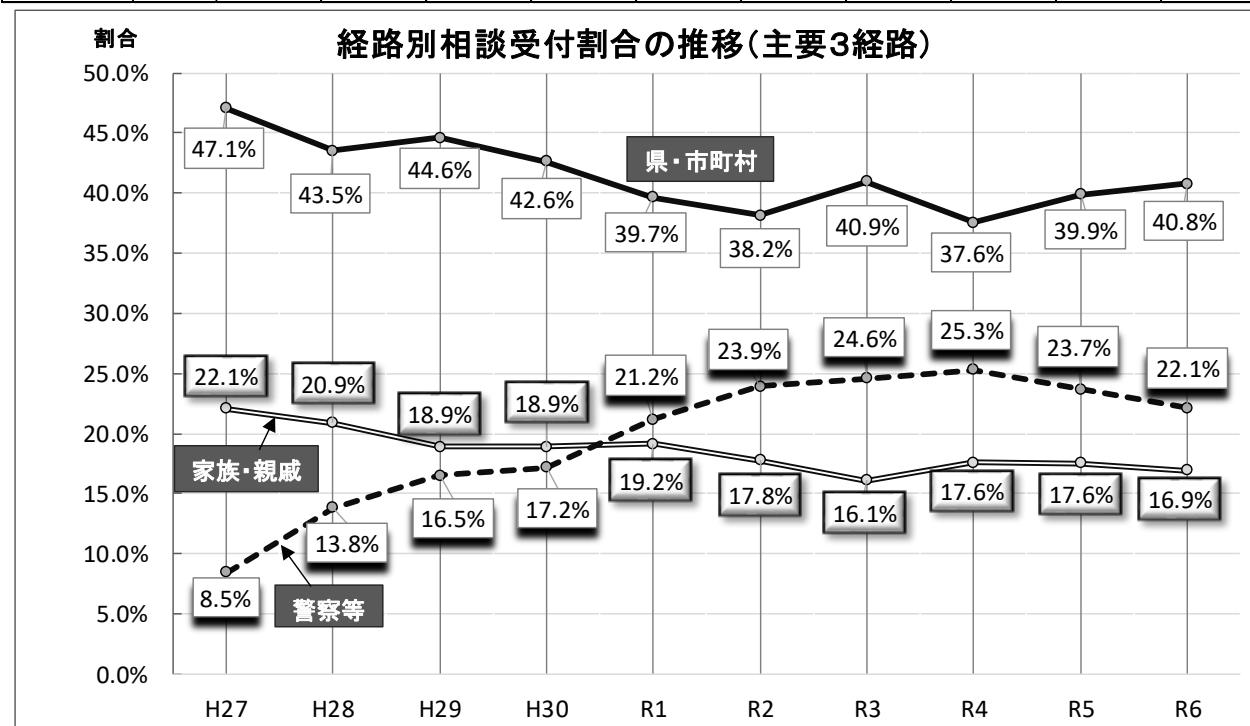
### イ 経路別相談受付割合の推移

平成 27 年度から令和 6 年度までの経路別の受付件数及び当該年度における各経路が占める割合の推移は次表のとおりで、そのうち主要 3 経路の 10 年間の推移が下のグラフです。

平成 27 年度と令和 6 年度を比較すると、「県・市町村」及び「家族・親族」の割合は減少しているのに対し、「警察等」の割合は大幅な増加となっています。これは、警察がいわゆる面前 DV (※) を積極的に通告するようになったことが、主な増加の要因です。

※ 面前 DV～こどもの面前で配偶者に対して暴力をふるうこと。(DV = ドメスティックバイオレンス)

経路	区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県・市町村	件数	3,156	3,052	3,136	3,298	3,351	2,973	3,410	3,167	3,411	3,419
	割合	47.1%	43.5%	44.6%	42.6%	39.7%	38.2%	40.9%	37.6%	39.9%	40.8%
警察等	件数	567	969	1,161	1,328	1,788	1,865	2,046	2,134	2,028	1,856
	割合	8.5%	13.8%	16.5%	17.2%	21.2%	23.9%	24.6%	25.3%	23.7%	22.1%
家族・親戚	件数	1,480	1,463	1,330	1,462	1,619	1,384	1,343	1,483	1,501	1,419
	割合	22.1%	20.9%	18.9%	18.9%	19.2%	17.8%	16.1%	17.6%	17.6%	16.9%
近隣・知人	件数	422	436	365	460	444	401	486	460	414	404
	割合	6.3%	6.2%	5.2%	5.9%	5.3%	5.1%	5.8%	5.5%	4.8%	4.8%
学校等	件数	410	417	365	416	451	428	402	493	474	510
	割合	6.1%	5.9%	5.2%	5.4%	5.3%	5.5%	4.8%	5.9%	5.5%	6.1%
施設等	件数	433	381	402	382	418	369	326	282	279	288
	割合	6.5%	5.4%	5.7%	4.9%	4.9%	4.7%	3.9%	3.3%	3.3%	3.4%
保健所等	件数	69	70	81	93	71	100	108	108	126	125
	割合	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	0.8%	1.3%	1.3%	1.3%	1.5%	1.5%
里親	件数	14	13	17	34	41	68	35	77	83	89
	割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.5%	0.9%	0.4%	0.9%	1.0%	1.1%
児童本人	件数	69	64	69	65	77	74	50	57	71	79
	割合	1.0%	0.9%	1.0%	0.8%	0.9%	0.9%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%
上記以外	件数	84	149	107	198	187	128	122	166	165	193
	割合	1.3%	2.1%	1.5%	2.6%	2.2%	1.6%	1.5%	2.0%	1.9%	2.3%
計	件数	6,704	7,014	7,033	7,736	8,447	7,790	8,328	8,427	8,552	8,382
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## (4) 相談種別受付状況

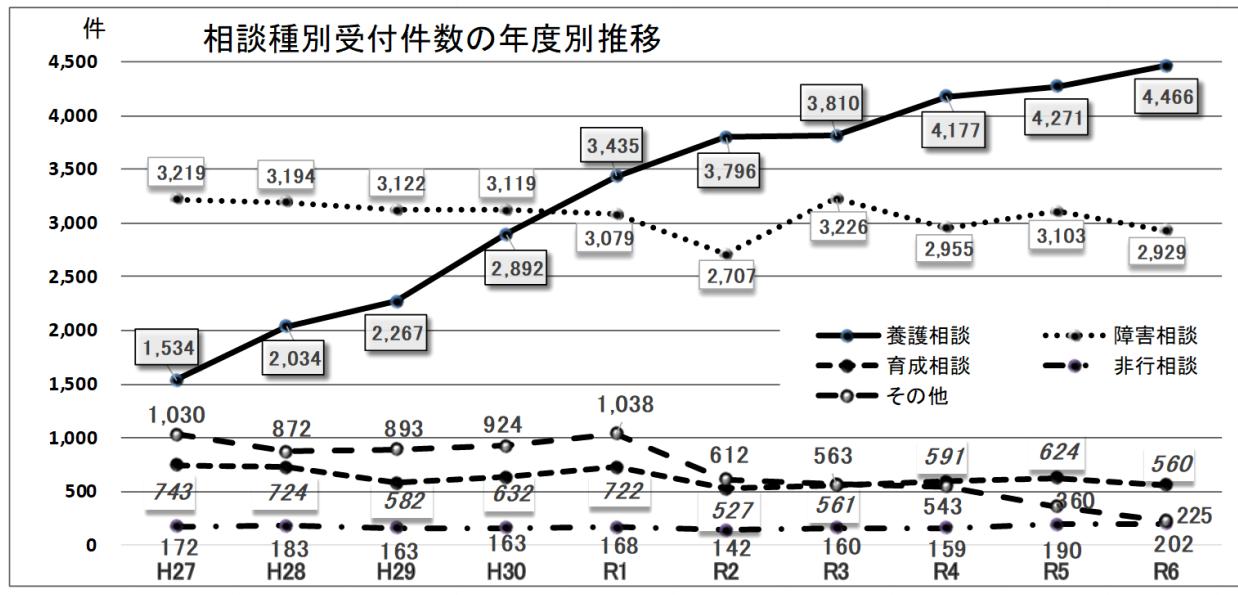
## ア 令和6年度相談種別受付状況

相談種別ごとの受付状況をみると、養護相談が53.3%と半数を超えており、次いで障害相談が35.0%を占めています。いずれの児童相談所も養護相談が最も多くなっています。

児相		種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
内訳	中央	件数	922件	0件	730件	36件	123件	43件	1,854件
		割合	49.7%	0.0%	39.4%	1.9%	6.6%	2.3%	100.0%
	県中	件数	1,639件	0件	1,056件	68件	161件	85件	3,009件
		割合	54.5%	0.0%	35.1%	2.3%	5.4%	2.8%	100.0%
	会津	件数	653件	0件	461件	52件	185件	15件	1,366件
		割合	47.8%	0.0%	33.7%	3.8%	13.5%	1.1%	100.0%
	浜	件数	1,252件	0件	682件	46件	91件	82件	2,153件
		割合	58.2%	0.0%	31.7%	2.1%	4.2%	3.8%	100.0%
	県計	件数	4,466件	0件	2,929件	202件	560件	225件	8,382件
		割合	53.3%	0.0%	34.9%	2.4%	6.7%	2.7%	100.0%

## イ 相談種別受付状況の推移

相談種別ごとに10年間の受付件数の推移をみると、養護相談は、平成27年度では1,534件だったところ、令和6年度では4,466件と大きく増加しています。これは、前記(3)イの経路別相談受付割合の推移のとおり、「警察等」からの通告の増加によるものです。



種別	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
養護相談		1,534	2,034	2,267	2,892	3,435	3,796	3,810	4,177	4,271	4,466
障害相談		3,219	3,194	3,122	3,119	3,079	2,707	3,226	2,955	3,103	2,929
育成相談		743	724	582	632	722	527	561	591	624	560
非行相談		172	183	163	163	168	142	160	159	190	202
保健相談		6	7	6	6	5	6	8	2	4	0
その他		1,030	872	893	924	1,038	612	563	543	360	225
計		6,148	6,040	6,704	7,014	7,014	7,736	8,447	7,790	8,552	8,382

## 6 相談対応状況

### (1) 令和6年度相談種別対応状況

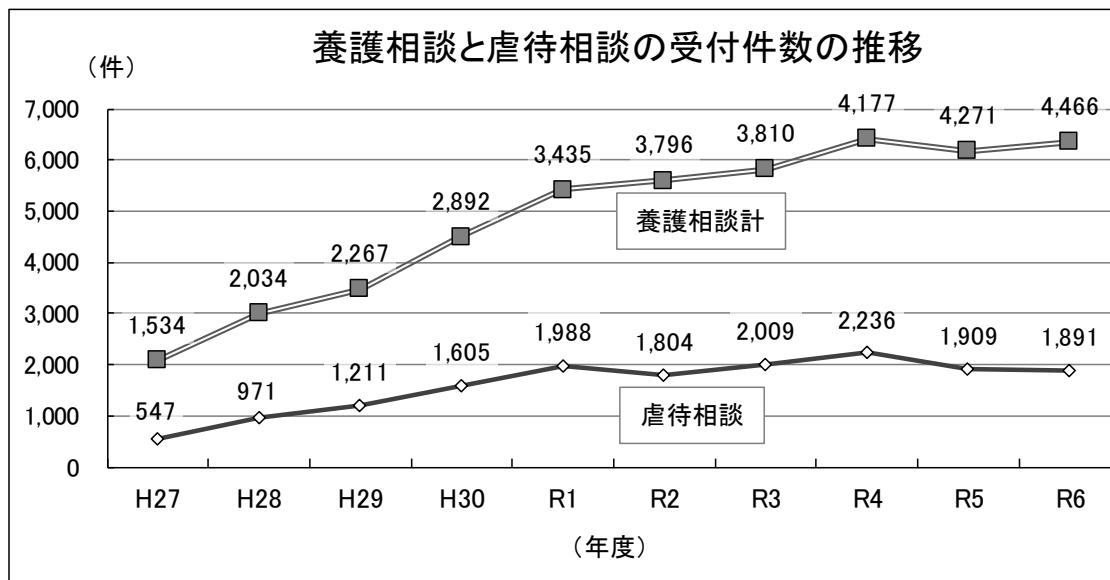
令和6年度における相談に対する対応は、「面接指導（助言指導、継続指導、他機関あつせん）」が5,596件と、全体の約3分の2を占めています。

対応方法	対応件数																	年度末時点未対応			
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	る法27条第1項第4号による	障害児施設への利用契約	その他			
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	通所	家裁27条の3再掲による								
相談種別																					
養護相談	児童虐待	64	1,700	14	48	0	0	0	2	0	0	29	(0)	0	0	9	0	2	1,868	76	
	その他	1,845	648	10	16	0	0	0	1	0	0	20	(0)	0	0	24	0	18	2,582	18	
	小計	1,909	2,348	24	64	0	0	0	3	0	0	49	0	0	0	33	0	20	4,450	94	
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0		
障害相談	肢体不自由	36	7	0	0	0	0	0	0	2	0	1	(0)	0	0	0	0	0	7	53	1
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	2	4	0
	重症心身障害	20	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	(0)	0	0	0	0	0	6	29	0
	知的障害	216	4	0	0	0	0	0	1	113	0	3	(0)	0	0	0	0	0	2,211	2,548	65
	発達障害	143	16	0	0	0	0	0	0	3	0	0	(0)	0	0	0	0	0	134	296	5
	小計	417	28	0	0	0	0	0	1	119	0	5	0	0	0	0	0	0	2,360	2,930	71
非行相談	ぐ犯行為等	36	54	1	3	0	0	0	0	0	1	9	(0)	0	0	0	0	0	4	108	2
	触法行為等	21	35	1	1	0	0	0	0	0	28	3	(0)	0	0	0	1	0	1	91	10
	小計	57	89	2	4	0	0	0	0	0	29	12	0	0	0	0	1	0	5	199	12
育成相談	性格行動	188	146	0	1	0	0	0	1	0	0	7	(0)	0	0	0	0	0	26	369	3
	不登校	45	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	3	64	0
	適性	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	3	22	1
	育児・しつけ	84	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	7	110	0
	小計	336	181	0	1	0	0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	39	565	4
	その他の相談	187	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	17	222	5
	計	2,906	2,662	28	69	0	0	0	5	119	29	73	(0)	0	0	33	1	0	2,441	8,366	186
～児再相掲別～	中央	517	639	9	20	0	0	0	3	40	9	11	(0)	0	0	9	0	0	607	1,864	42
	県中	862	1,094	10	22	0	0	0	0	30	8	45	(0)	0	0	13	1	0	913	2,998	71
	会津	665	294	2	17	0	0	0	2	28	10	9	(0)	0	0	3	0	0	324	1,354	28
	浜	862	635	7	10	0	0	0	0	21	2	8	(0)	0	0	8	0	0	597	2,150	45

## 7 虐待相談

### (1) 虐待相談受付件数の推移

次のグラフは、養護相談全体と虐待相談の受付件数の年度別推移です。虐待相談受付件数をみると、近年、高い水準で推移してきましたが、この2か年は減少しています。



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
養護相談計	1,534	2,034	2,267	2,892	3,435	3,796	3,810	4,177	4,271	4,466
虐待相談	547	971	1,211	1,605	1,988	1,804	2,009	2,236	1,909	1,891
※割合	35.7%	47.7%	53.4%	55.5%	57.9%	47.5%	52.7%	53.5%	44.7%	42.3%
その他の養護相談	987	1,063	1,056	1,287	1,447	1,992	1,801	1,941	2,362	2,575

※割合は、養護相談に占める虐待相談の割合

### (2) 令和6年度虐待種別対応状況

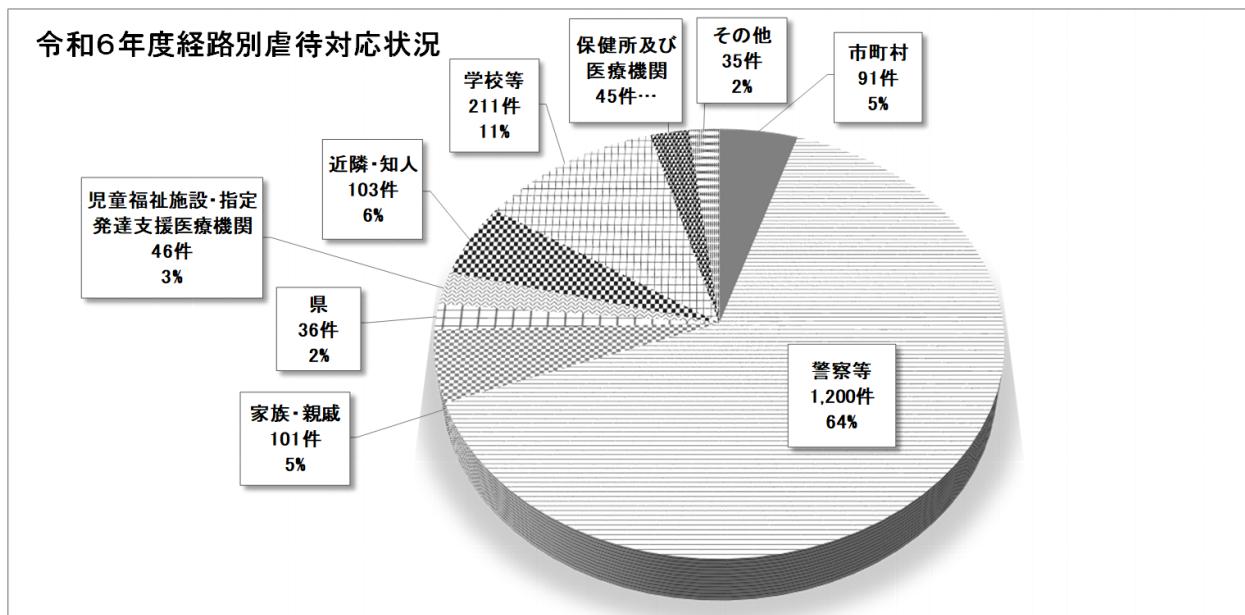
虐待種別ごとの対応状況をみると、心理的虐待が1,254件、約67.1%と多くなっています。

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	
県計	対応件数	377件	27件	1,254件	210件	1,868件	
	割合	20.2%	1.4%	67.1%	11.2%	100.0%	
児相別内訳	中央	対応件数	110件	8件	304件	28件	450件
	割合	24.4%	1.8%	67.6%	6.2%	100.0%	
県中	対応件数	152件	8件	489件	85件	734件	
	割合	20.7%	1.1%	66.6%	11.6%	100.0%	
会津	対応件数	42件	4件	150件	42件	238件	
	割合	17.6%	1.7%	63.0%	17.6%	100.0%	
浜	対応件数	73件	7件	311件	55件	446件	
	割合	16.4%	1.6%	69.7%	12.3%	100.0%	

※ 対応件数=前年度未対応件数+当年度受付件数-当年度未対応件数

## (3) 令和6年度虐待相談の虐待種別・経路別対応状況

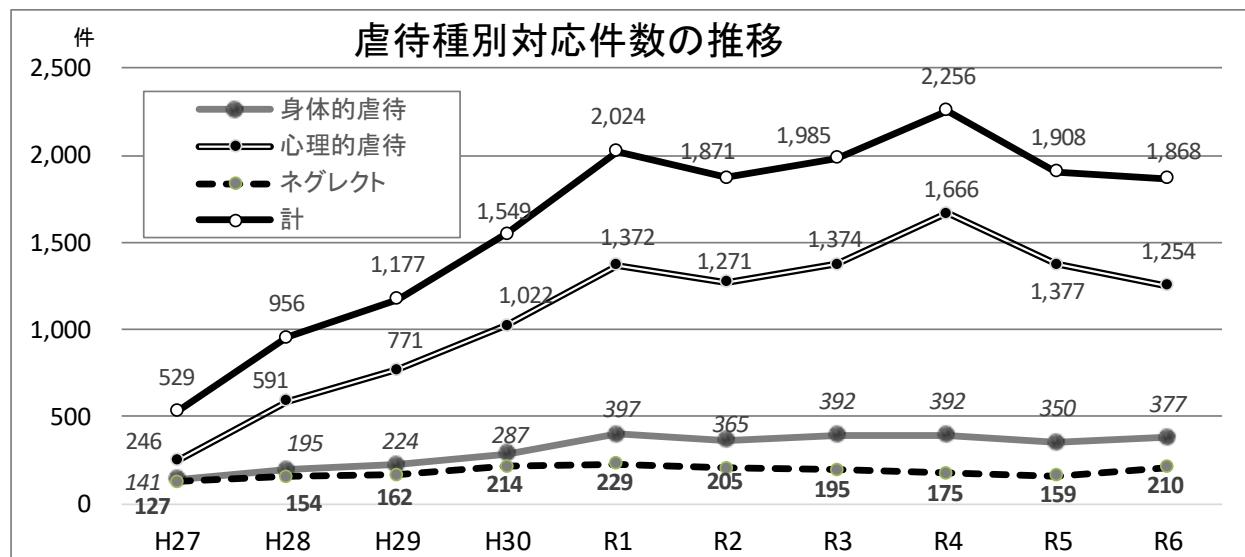
令和6年度で対応した虐待相談について、相談経路別にみると、64%が「警察等」からとなっています。相談全体の経路別受付状況（10ページ）では「警察等」は22%ですので、警察署からの通告は虐待相談が多いということが分かります。



相談経路 種別・児相別	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関		児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	児童委員	家族				親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計					
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	機関指定発達支援医療	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	虐待者本人	虐待者以外	父	母	その他	父	母	その他					
	総計	33	0	0	3	62	0	5	24	36	10	0	0	0	1,200	0	0	45	16	192	3	0	0	4	35	0	8	18	18	103	18	17	1,868	
身体的	11	0	0	1	13	0	1	7	10	3	0	0	0	164	0	0	14	7	83	0	0	0	1	10	0	2	4	4	8	12	12	10	377	
性的	1	0	0	0	5	0	0	3	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	10	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	27	
心理的	16	0	0	2	30	0	3	14	20	3	0	0	1	942	0	0	15	7	76	1	0	0	3	19	0	4	12	13	10	56	4	4	1,254	
ネグレクト	5	0	0	0	14	0	1	0	5	4	0	0	0	91	0	0	15	2	23	2	0	0	0	6	0	2	0	1	0	35	1	3	210	
中央計	10	0	0	0	33	0	0	0	3	4	0	0	0	260	0	0	9	3	70	1	0	0	0	0	14	0	1	7	6	3	17	5	4	450
身体的	3	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	45	0	0	3	2	31	0	0	0	0	5	0	1	1	0	1	4	2	110		
性的	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	
心理的	6	0	0	0	20	0	0	0	2	0	0	0	0	204	0	0	3	1	33	1	0	0	0	9	0	0	5	6	2	9	1	2	304	
ネグレクト	1	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	10	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28		
県中計	6	0	0	2	11	0	5	21	27	5	0	0	0	448	0	0	29	3	81	0	0	0	4	9	0	5	7	7	11	37	7	9	734	
身体的	3	0	0	0	3	0	1	5	8	3	0	0	0	59	0	0	9	2	32	0	0	0	1	2	0	1	2	3	3	7	4	4	152	
性的	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8
心理的	1	0	0	0	2	6	0	3	14	18	2	0	0	0	352	0	0	8	1	34	0	0	0	3	4	0	4	5	3	8	18	1	2	489
ネグレクト	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	36	0	0	11	0	13	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	12	1	3	85	
会津計	3	0	0	0	3	0	0	3	6	1	0	0	0	131	0	0	0	10	19	2	0	0	0	8	0	2	3	1	3	35	5	3	238	
身体的	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	16	0	0	0	3	8	0	0	0	1	0	0	1	0	3	1	3	3	42		
性的	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
心理的	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	105	0	0	0	5	3	0	0	0	0	5	0	0	2	1	0	23	2	0	150	
ネグレクト	0	0	0	0	3	0	0	0	5	0	0	0	0	10	0	0	0	2	5	2	0	0	2	0	0	0	11	0	0	0	42			
浜計	14	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	361	0	0	7	0	22	0	0	0	0	4	0	0	1	4	1	1	1	1	446	
身体的	5	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	0	2	0	12	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1	1	1	73	
性的	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7		
心理的	6	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	281	0	0	4	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	6	0	0	311	
ネグレクト	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	0	55

## (4) 虐待種別対応件数の推移

虐待種別ごとに平成 27 年度と令和 6 年度の対応件数を比較すると、心理的虐待は 246 件から 1,254 件と大きく増加しています。また、身体的虐待は 141 件から 377 件、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）は 127 件から 210 件、性的虐待は 15 件から 27 件とそれぞれ増加しています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
身体的虐待	141	195	224	287	397	365	392	392	350	377
心理的虐待	246	591	771	1,022	1,372	1,271	1,374	1,666	1,377	1,254
ネグレクト	127	154	162	214	229	205	195	175	159	210
性的虐待	15	16	20	26	26	30	24	23	22	27
計	529	956	1,177	1,549	2,024	1,871	1,985	2,256	1,908	1,868

※ 対応件数=前年度未対応件数+当年度受付件数-当年度未対応件数

## (5) 令和 6 年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者

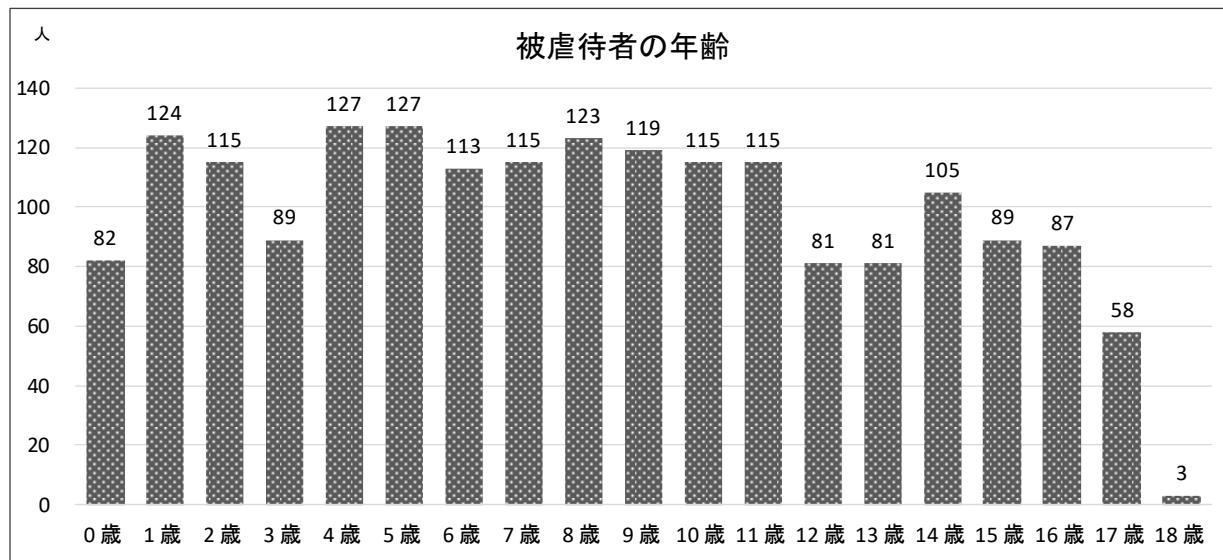
令和 6 年度での虐待相談における主な虐待者は、実父が 867 件と最も多く、次いで実母が 793 件、実父以外の父の 116 件となっています。

	県計					児相別内訳																			
						中央					県中					会津					浜				
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計		計			
実父	160	14	666	27	867	45	5	184	3	237	67	5	230	9	311	15	0	84	7	106	33	4	168	8	213
実父以外の父	38	4	70	4	116	5	1	24	1	31	18	2	24	0	44	9	0	4	1	14	6	1	18	2	27
実母	155	4	465	169	793	52	0	81	24	157	63	0	221	74	358	12	4	60	33	109	28	0	103	38	169
実母以外の母	2	0	5	0	7	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	0	0	2	0	2	1	0	0	0	1
その他	22	5	48	10	85	8	2	15	0	25	3	1	11	2	17	6	0	0	1	7	5	2	22	7	36
計	377	27	1,254	210	1,868	110	8	304	28	450	152	8	489	85	734	42	4	150	42	238	73	7	311	55	446

## (6) 令和6年度被虐待者の年齢、虐待種別

令和6年度における虐待を受けた児童の年齢別人数は、次のグラフです。

また、それをさらに虐待種別ごとに表したのが下表です。



## 被虐待者の年齢別・虐待種別の状況

年齢別 虐待種別	身体的 虐待	性的虐 待	心理的 虐待	暴力の目 撃等によ るもの (再掲)	ネグレク ト	棄児 (再掲)	置き去り (再掲)	登校・登 園の禁止 (再掲)	保護者以外のものによる虐待			計	
									身体的虐 待 (再掲)	性的虐 待 (再掲)	心理的 虐待 (再掲)		
年齢別	0歳	6	0	69	65	7	0	1	0	0	0	0	82
	1歳	10	0	108	102	6	0	1	0	0	0	0	124
	2歳	13	0	85	82	17	0	1	0	1	0	0	115
	3歳	9	0	72	62	8	0	0	0	0	0	0	89
	4歳	19	1	85	79	22	0	5	1	1	0	0	127
	5歳	15	0	91	81	21	0	4	0	1	0	0	127
	6歳	25	2	74	63	12	0	4	1	0	0	0	113
	7歳	23	0	76	69	16	0	2	0	2	0	0	115
	8歳	32	2	70	63	19	0	3	0	0	0	1	123
	9歳	28	0	76	64	15	0	3	0	1	0	0	119
	10歳	20	2	79	70	14	1	2	0	3	1	0	115
	11歳	33	2	67	58	13	0	1	0	2	1	0	115
	12歳	16	1	59	49	5	0	2	0	0	0	0	81
	13歳	28	5	41	31	7	0	1	0	0	0	0	81
	14歳	31	4	63	51	7	0	0	0	1	0	0	105
	15歳	21	3	56	46	9	0	2	0	0	1	0	89
	16歳	30	4	47	38	6	0	2	0	0	0	0	87
	17歳	16	1	35	28	6	0	1	0	0	1	0	58
	18歳	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
<b>総計</b>		<b>377</b>	<b>27</b>	<b>1,254</b>	<b>1,102</b>	<b>210</b>	<b>1</b>	<b>35</b>	<b>2</b>	<b>12</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1,868</b>
管轄 児相別 (再掲)	(中央)	110	8	304	260	28	0	1	0	0	1	0	450
	(県中)	152	8	489	452	85	1	2	0	7	0	1	734
	(会津)	42	4	150	116	42	0	11	0	3	0	0	238
	(浜)	73	7	311	274	55	0	21	2	2	3	0	446

## 8 相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況

### （1）心理療法・カウンセリングの実施件数の推移

相談ケースが複雑化・多様化する傾向を反映して、カウンセリング等の専門的・継続的面接指導を実施するなど、密度の濃い相談指導に努めています。

虐待ケースにおいては、早期発見・早期対応に加え、再発防止及び家族再統合の取り組みが求められており、社会的養護の利用と併せて、こどもの心理的ケアや保護者支援プログラムの実施も含めた、専門的・継続的な支援体制の強化が重要です。

職種別にみた心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移は、次のとおりです。

なお、令和4年度において、中央、県中及び会津の3児童相談所へ新たに保健師が配置され、令和5年度には浜児童相談所へも配置されたことから、「その他」が大幅に増加しています。

年度	医師	心理判定員	児童福祉司	その他	計
平成27年度	0	1,728	11,516	0	13,244
平成28年度	0	2,227	13,340	0	15,630
平成29年度	63	2,255	15,635	0	17,893
平成30年度	3	3,217	16,369	0	19,589
令和元年度	0	2,743	7,008	0	9,751
令和2年度	84	2,273	5,614	14	7,985
令和3年度	137	2,523	10,349	119	13,128
令和4年度	91	3,133	20,233	1,503	24,960
令和5年度	70	3,778	17,006	2,229	23,083
令和6年度	15	3,637	20,982	2,134	26,768

## 9 里親委託の状況

里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを家庭内に預かり、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

里親には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組を希望する里親の4種類があります。

養育里親は、さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。専門里親は、養育里親のうち、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。親族里親は、実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの扶養義務を持つ親族が子どもを養育する里親です。養子縁組里親は、養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親です。

### (1) 令和6年度里親委託の状況

令和6年度末現在の児童相談所別の里親委託の状況は、次のとおりです。

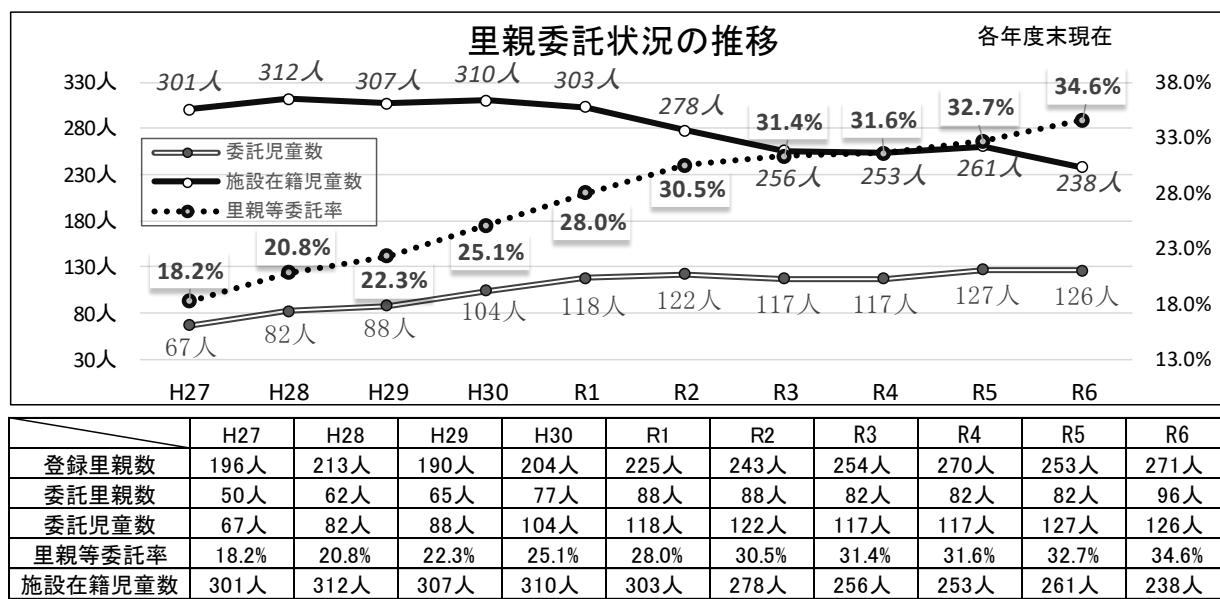
(世帯)

区分	児相別	計 (実数)	種別			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数	県計	271	242	8	3	131
	中央	64	57	1	1	29
	県中	105	92	4	1	51
	会津	43	36	2	0	20
	浜	59	57	1	1	31
委託されている里親数	県計	96	82	4	3	8
	中央	26	22	0	1	3
	県中	34	28	2	1	3
	会津	14	13	1	0	0
	浜	22	19	1	1	2

※重複登録している里親もいるため、計(実数)と種別の合計は合致しない。また、管外の児童を養育する里親も含む。

### (2) 里親委託状況の推移

里親委託状況の10年間の推移です。平成27年度末での里親等委託率は18.2%だったところ、年々増加が続き、令和6年度末では34.6%となっています。



※委託児童数には、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託児童数を含む

※施設在籍児童数は、乳児院及び児童養護施設の入所児童人数

※里親等委託率:[委託児童数/(児童養護施設・乳児院・里親への措置・委託児童数)×100]

## (3) 令和6年度年齢別里親委託児童数

令和6年度における年齢別、里親の種類別の委託児童数は次表のとおりです。

種 別	年 齡	(人)																		(再掲)年齢階級別 委託児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計	3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
県 計	里親に委託された児童数	8	4	7	7	5	11	7	10	9	2	5	4	7	1	3	9	2	5	1	0	107	19	30	58	107
	養育里親に委託された児童	2	3	7	7	5	11	7	9	9	2	4	3	7	0	3	6	2	3	1	0	91	12	30	49	91
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	4	4
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	4	0	0	4	4
	養子縁組里親に委託された児童	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8	7	0	1	8
中央	ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	1	2	0	0	1	3	4	2	0	1	2	2	0	0	1	0	0	19	0	3	16	19
	里親に委託された児童数	2	3	4	2	1	5	2	4	1	1	0	0	1	0	0	3	0	1	0	0	30	9	10	11	30
	養育里親に委託された児童	0	2	4	2	1	5	2	4	1	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	26	6	10	10	26
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
県 中	養子縁組里親に委託された児童	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3
	ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	0	0	1	0	0	7	0	0	7
	里親に委託された児童数	5	1	1	1	2	3	3	3	3	0	4	0	2	1	2	3	1	2	1	0	38	7	9	22	38
	養育里親に委託された児童	2	1	1	1	2	3	3	2	3	0	3	0	2	0	2	2	1	2	1	0	31	4	9	18	31
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	2	2
会 津	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
	養子縁組里親に委託された児童	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3
	ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	0	2	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	6	8
	里親に委託された児童数	0	0	1	3	0	1	0	0	1	0	0	3	2	0	1	1	0	0	0	0	13	1	4	8	13
	養育里親に委託された児童	0	0	1	3	0	1	0	0	1	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	12	1	4	7	12
浜	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	養子縁組里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	3
	里親に委託された児童数	1	0	1	1	2	2	2	3	4	1	1	1	2	0	0	2	1	2	0	0	26	2	7	17	26
内 訴	養育里親に委託された児童	0	0	1	1	2	2	2	3	4	1	1	1	2	0	0	0	1	1	0	0	22	1	7	14	22
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	養子縁組里親に委託された児童	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	2
	ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1

## 10 一時保護の状況

家庭の事情などにより児童の安全を迅速に確保する必要がある場合や、児童に対する適切な援助指針を定めるために行動観察、生活指導等を行う必要がある場合は、一時保護を行います。一時保護は、一時保護所への保護（所内保護）と、里親や児童福祉施設等への一時保護委託（所外保護）があります。なお、県内4児童相談所にそれぞれ一時保護所を設けています。

### （1）令和6年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況

#### ア 一時保護所での保護

令和6年度における各一時保護所への保護の状況は、次表のとおりです。

			前年度末保護	受付(年度中)					対応(年度中)							年度末継続保護			
				0歳	6歳	1歳	2歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他の児相・機関に移	家裁送致	帰宅	その他	計	(職権による再掲)	護した月を超えて一時保	延べ日数
県計	養護	虐待	9	26	64	26	26	142	12	5	15	0	106	9	147	23	23	4,749	4
		その他	4	20	21	17	21	79	3	6	11	0	48	12	80	1	5	1,651	3
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	3	0	1	21	18	40	12	0	3	1	22	3	41	1	3	1,273	2
		育成	6	0	9	16	22	47	7	2	4	0	25	10	48	3	5	1,697	5
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	22	46	95	80	87	308	34	13	33	1	201	34	316	28	36	9,370	14
中央	養護	虐待	1	7	18	9	8	42	3	1	2	0	34	1	41	0	2	824	2
		その他	1	2	9	5	5	21	3	1	3	0	13	2	22	0	3	539	0
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	0	0	0	1	4	5	0	0	2	0	1	1	4	0	0	99	1
		育成	2	0	5	3	9	17	3	2	4	0	8	2	19	0	1	510	0
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	4	9	32	18	26	85	9	4	11	0	56	6	86	0	6	1,972	3
県中	養護	虐待	4	16	24	7	7	54	9	2	12	0	32	2	57	21	14	2,422	1
		その他	2	9	5	6	10	30	0	0	8	0	19	3	30	1	0	481	2
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	1	0	0	6	6	12	5	0	1	1	5	1	13	1	3	549	0
		育成	2	0	0	9	7	16	2	0	0	0	9	5	16	3	2	572	2
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	9	25	29	28	30	112	16	2	21	1	65	11	116	26	19	4,024	5
会津	養護	虐待	2	2	13	3	5	23	0	0	1	0	18	5	24	2	2	875	1
		その他	0	3	1	2	2	8	0	2	0	0	2	3	7	0	0	198	1
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	2	0	1	7	5	13	4	0	0	0	10	1	15	0	0	491	0
		育成	0	0	4	4	3	11	1	0	0	0	8	0	9	0	0	277	2
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	4	5	19	16	15	55	5	2	1	0	38	9	55	2	2	1,841	4
浜	養護	虐待	2	1	9	7	6	23	0	2	0	0	22	1	25	0	5	628	0
		その他	1	6	6	4	4	20	0	3	0	0	14	4	21	0	2	433	0
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	0	0	0	7	3	10	3	0	0	0	6	0	9	0	0	134	1
		育成	2	0	0	0	3	3	1	0	0	0	0	3	4	0	2	338	1
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	5	7	15	18	16	56	4	5	0	0	42	8	59	0	9	1,533	2

## イ 一時保護委託

令和6年度における一時保護委託の状況は、次表のとおりです。

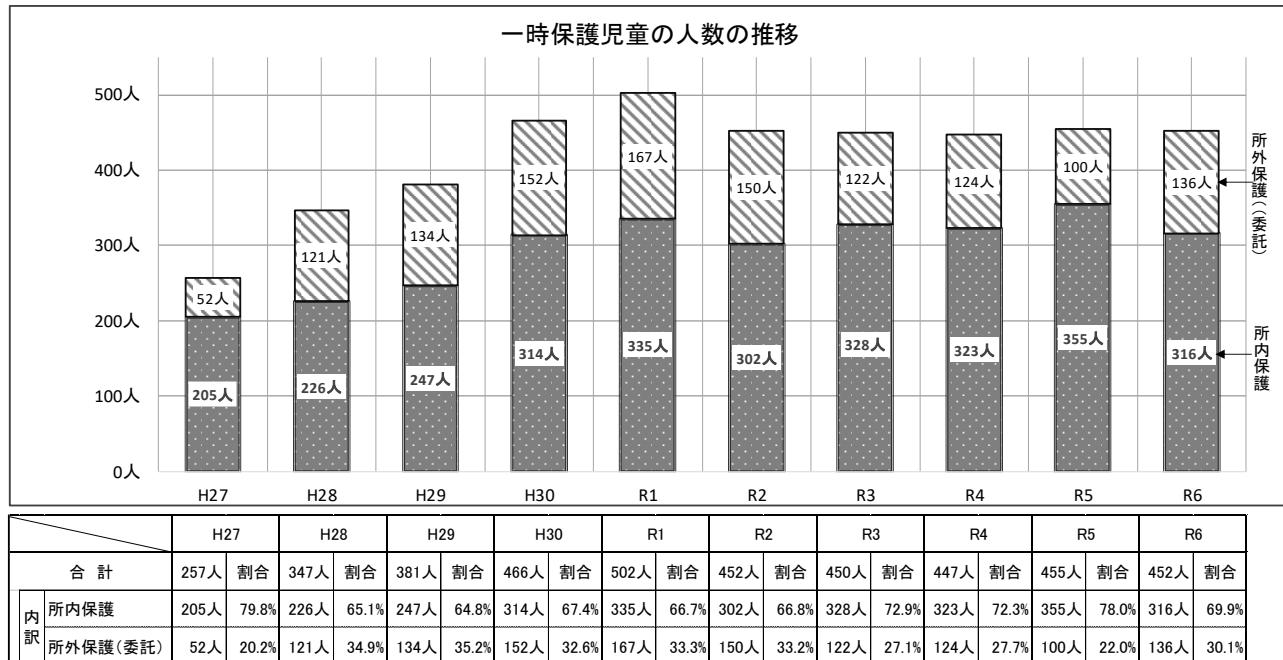
	前年度末継続保護	委託(年度中)					委託解除(年度中)								対応(年度中)															
		0 5 歳	6 1 歳	1 2 歳	1 4 歳	15 歳以上	計	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児施設	その他の施設	里親	その他	延べ日数	当年度末継続保護	児童福祉施設入所	里親委託	他の児相・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	計	職権による一時保護(再掲)	2か月超の一時保護(再掲)			
県計	養護	虐待	4	37	15	3	4	59	0	6	4	0	0	5	0	23	17	55	1,618	8	17	3	9	0	11	15	55	6	4	
		その他	6	56	5	5	3	69	0	0	11	0	0	8	0	33	15	67	2,083	8	6	7	8	0	33	13	67	3	10	
	障害		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
	非行		1	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	105	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	1
	育成		0	0	3	2	4	9	0	0	0	0	0	6	0	0	2	8	76	1	2	0	3	0	1	2	8	1	0	
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		11	93	23	14	12	142	0	6	15	0	0	20	0	56	39	136	3,891	17	25	10	20	0	46	35	136	10	15	
中央	養護	虐待	0	7	1	2	1	11	0	0	1	0	0	0	0	2	7	10	369	1	0	0	6	0	3	1	10	0	2	
		その他	3	7	2	0	1	10	0	0	4	0	0	1	0	2	6	13	805	0	1	4	2	0	5	1	13	0	5	
	障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成		0	0	3	1	1	5	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4	62	1	1	0	1	0	1	1	4	0	0	
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		3	14	6	3	3	26	0	0	5	0	0	4	0	4	14	27	1,236	2	2	4	9	0	9	3	27	0	7	
県中	養護	虐待	4	26	12	1	0	39	0	4	3	0	0	4	0	20	7	38	1,088	5	14	3	3	0	6	12	38	6	2	
		その他	3	36	1	3	2	42	0	0	7	0	0	6	0	19	7	39	1,051	6	4	1	4	0	23	7	39	3	5	
	障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
	育成		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		7	62	13	4	4	83	0	4	10	0	0	10	0	39	16	79	2,142	11	18	4	7	0	29	21	79	10	7	
会津	養護	虐待	0	2	2	0	1	5	0	2	0	0	0	1	0	1	0	4	63	1	3	0	0	0	1	0	4	0	0	
		その他	0	7	1	2	0	10	0	0	0	0	0	1	0	8	0	9	134	1	0	1	0	0	4	4	9	0	0	
	障害		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
	非行		1	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	4	103	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0		
	育成		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		1	9	3	7	1	20	0	2	0	0	0	4	0	9	4	19	314	2	4	1	0	0	6	8	19	0	1	
浜	養護	虐待	0	2	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	98	1	0	0	0	0	1	2	3	0	0
		その他	0	6	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6	93	1	1	1	2	0	1	1	6	0	0	
	障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成		0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	8	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		0	8	1	0	4	13	0	0	0	0	0	2	0	4	5	11	199	2	1	1	4	0	2	3	11	0	0	

## (2) 一時保護の推移

## ア 一時保護児童数の推移

一時保護児童の人数の年度別推移は、次の図表のとおりです。

所内保護、所外保護（委託）の合計人数は、平成 27 年度では 257 人だったところ、令和 6 年度では 452 人と、大幅に増加しています。



## イ 一時保護児童（所内+所外）の対応状況と保護日数の推移

一時保護の対応状況の年度別推移は、次表のとおりです。

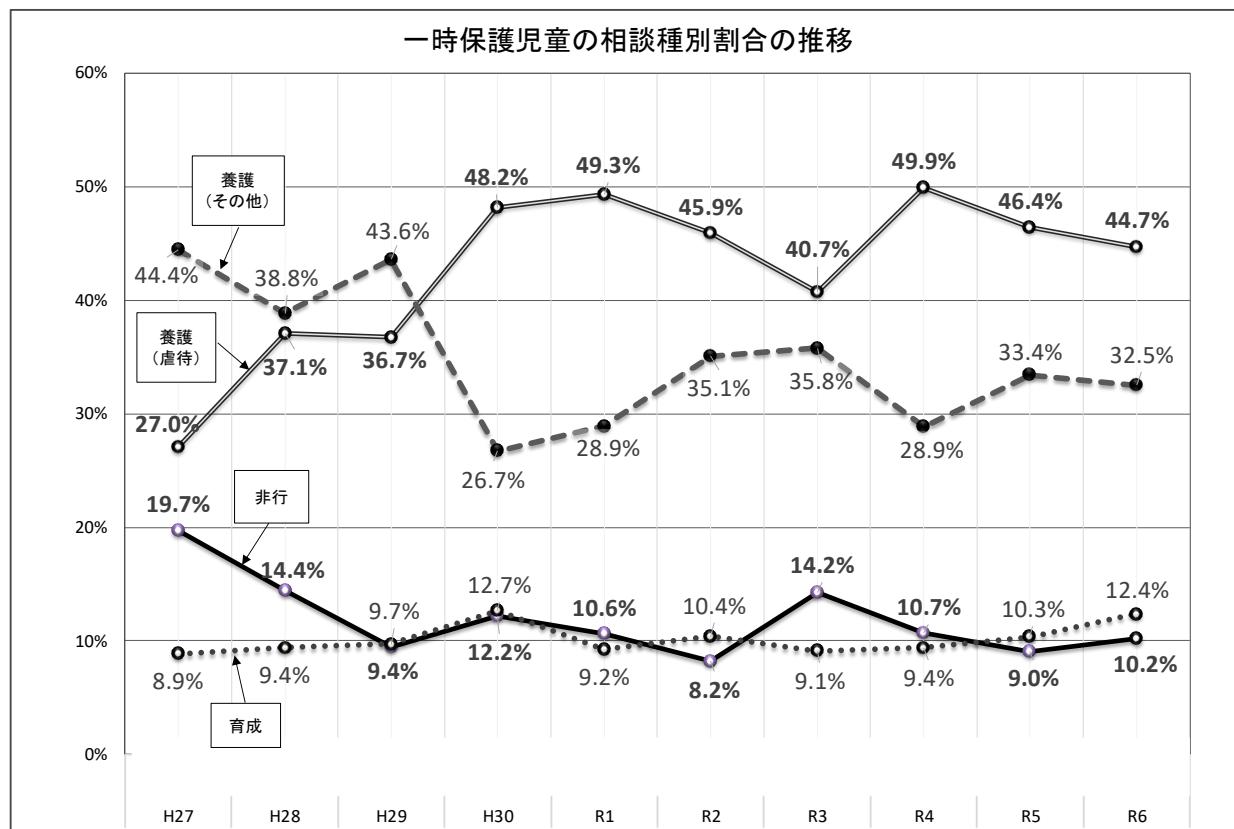
施設入所の割合は、平成 27 年度では全体の 21.2% から令和 6 年度では 13.1% と低下している一方、里親委託の割合は、同じく 3.1% から 5.1% と、10 年間で増加しています。

	H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
施設入所	55人	21.2%	96人	28.2%	78人	20.5%	86人	19.8%	75人	14.5%	63人	13.6%	76人	16.9%	67人	15.0%	64人	14.1%	59人	13.1%
里親委託	8人	3.1%	22人	6.5%	27人	7.1%	30人	6.9%	47人	9.1%	45人	9.7%	31人	6.9%	16人	3.6%	26人	5.7%	23人	5.1%
他児相に移送	12人	4.6%	13人	3.8%	18人	4.7%	21人	4.8%	15人	2.9%	23人	5.0%	32人	7.1%	29人	6.5%	22人	4.8%	53人	11.7%
家裁送致	2人	0.8%	2人	0.6%	1人	0.3%	3人	0.7%	1人	0.2%	1人	0.2%	3人	0.7%	4人	0.9%	1人	0.2%	1人	0.2%
帰宅	156人	60.2%	180人	52.9%	201人	52.8%	208人	47.9%	298人	57.4%	275人	59.5%	259人	57.6%	263人	58.8%	286人	62.9%	247人	54.6%
その他	26人	10.0%	27人	7.9%	56人	14.7%	86人	19.8%	83人	16.0%	55人	11.9%	49人	10.9%	68人	15.2%	56人	12.3%	69人	15.3%
計	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%	447人	100.0%	455人	100.0%	452人	100.0%
延べ日数	9,471日		8,123日		11,781日		11,982日		13,337日		15,286日		14,326日		12,435日		12,302日		13,261日	
一人当たり平均日数	36.6日		23.9日		30.9日		27.6日		25.7日		33.1日		31.8日		27.8日		27.0日		29.3日	

### ウ 一時保護児童（所内＋所外）の相談種別割合の推移

一時保護における相談種別の年度別推移は、次の図表のとおりです。

全体に占める虐待相談の割合は、平成 27 年度では 27.0% でしたが、令和 6 年度では 44.7% と大きく増加しています。一方、非行相談は、同じく 19.7% から 10.2% と低下しました。



	H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	人数	割合																		
養護(虐待)	70人	27.0%	126人	37.1%	140人	36.7%	209人	48.2%	256人	49.3%	212人	45.9%	183人	40.7%	223人	49.9%	211人	46.4%	202人	44.7%
養護(その他)	115人	44.4%	132人	38.8%	166人	43.6%	116人	26.7%	150人	28.9%	162人	35.1%	161人	35.8%	129人	28.9%	152人	33.4%	147人	32.5%
障害	0人	0.0%	1人	0.3%	2人	0.5%	1人	0.2%	3人	0.6%	2人	0.4%	1人	0.2%	4人	0.9%	4人	0.9%	1人	0.2%
非行	51人	19.7%	49人	14.4%	36人	9.4%	53人	12.2%	55人	10.6%	38人	8.2%	64人	14.2%	48人	10.7%	41人	9.0%	46人	10.2%
育成	23人	8.9%	32人	9.4%	37人	9.7%	55人	12.7%	48人	9.2%	48人	10.4%	41人	9.1%	42人	9.4%	47人	10.3%	56人	12.4%
保健・その他	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	7人	1.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.2%	0人	0.0%	0人	0.0%
計	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%	447人	100.0%	455人	100.0%	452人	100.0%

### III 児童相談所の事業

#### 1 児童虐待防止対策

児童相談所では、児童虐待の未然防止及び虐待ケースへの迅速かつ適切な対応に向けた取り組みに、全力で取り組んでいます。

##### (1) 児童虐待ケース対応強化事業

増加する児童虐待相談について、児童相談所の専門的機能を強化するため、各児童相談所に弁護士、医師（法医学、精神医学）、心理学者等の児童虐待対応専門員を配置しています。

令和6年度においては、次のとおり相談やカウンセリング等を実施しました。

児相	実施日	場 所	講師・助言者
中央	令和6年5月9日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和6年7月17日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和6年8月26日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和6年8月29日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希
	令和6年10月17日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和6年10月30日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和7年1月30日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希
県中	令和6年5月8日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
	令和6年6月12日	太田西ノ内病院	医師 原田 一樹
	令和6年10月4日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
	令和6年11月6日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
	令和7年3月17日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
会津	令和6年4月11日	会津児童相談所	弁護士 佐藤 竹義
	令和6年4月22日	会津児童相談所	弁護士 佐藤 竹義
	令和6年7月17日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和6年8月26日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和7年1月24日	会津児童相談所	弁護士 佐藤 竹義
	令和7年1月29日	会津児童相談所	弁護士 佐藤 竹義
浜	令和6年11月12日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎
	令和7年2月12日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎
	令和7年3月10日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎
	令和7年3月12日	いわき育英舎	福島大学特任教授 安部 郁子

## (2) 学校等との連携強化事業

児童虐待の防止及び早期発見、迅速な対応に向けて、虐待を発見しやすい立場にある教職員等を対象として、児童虐待への対応に関する研修の機会を設けています。

令和6年度においては、次のとおり研修会を開催しました。

児相	実施日	場所	研修会名	対象	内容（議題）
中央	令和6年8月20日	福島市市民会館	児童虐待対応地域協力体制強化研修会	県北地区の学校関係者	・学校における虐待対応の基本について
					・事例検討、グループワーク
					・質疑応答
県中	令和6年8月7日	県中児童相談所	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	県中・県南地区の学校関係者	・児童虐待の現状と対応について
					・子どもからの聞き取りのポイント
					・事例検討
会津	令和6年7月23日	南会津保健福祉事務所	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	南会津地区の学校関係者	児童虐待の現状と対応について
					事例紹介・事例検討
					質疑応答
浜	令和6年8月1日	北会津公民館	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	会津地区の学校関係者	児童虐待の現状と対応について
					事例紹介・事例検討
					質疑応答
	令和6年7月29日	いわき合同庁舎	学校等との児童虐待対策研修会	いわき地区の学校関係者	・講義「学校等における児童虐待対応について」
					・事例検討
					・ロールプレイ（性的虐待対応）
	令和6年8月7日	県環境放射線センター	学校等との児童虐待対策研修会	相双地区の学校関係者	・講義「学校等における児童虐待対応について」
					・事例検討
					・ロールプレイ（性的虐待対応）

## 2 児童福祉施設連絡協議会

県内の児童福祉施設職員と児童相談所職員が一堂に会して協議・情報交換等を行うことにより、児童福祉を取り巻く課題について共通理解を深めるとともに、関係機関の連携の下、入所児童に対する支援の質の向上を図ることなどを目的とした連絡協議会を設置しています。

協議会は、養護部会と障がい部会の2つの部会で構成され、それぞれ毎年度会議を開催しています。令和6年度においては、次のとおり会議を開催しました。

### 【養護部会】

期 日 令和6年7月12日（金）

会 場 県中児童相談所 会議室

出席者 各児童養護施設等、こども未来局児童家庭課、各児童相談所 職員

### 【障がい部会】

期 日 令和6年7月19日（金）

会 場 県中児童相談所 会議室

出席者 各障害児入所施設等、こども未来局児童家庭課、各児童相談所 職員

### 3 児童福祉施設訪問調査

児童福祉施設に入所している児童の実情を把握するとともに、施設及び関係機関と情報交換を図り、児童支援の適正化と児童の個人的・社会的自立の促進に資することを目的として、毎年度、児童が入所している施設への訪問調査を実施しています。

本県児童が入所している全施設を対象とし、児童養護施設は4児童相談所による合同調査、それ以外の施設については各児童相談所がそれぞれ実施することを基本としています。

児童養護施設については、原則、施設に宿泊して2日間の日程で実施することとし、施設職員からの児童の状況に関する聞き取りや情報交換、児童との面接等を行っています。また、児童が通学する学校を訪問して教職員との面談も行っています。

#### ○ 実施機関

中央児童相談所、県中児童相談所、会津児童相談所、浜児童相談所

#### ○ 対象施設

- (1) 実施機関から児童を措置されている児童福祉施設、指定発達支援医療機関
- (2) 契約によって児童が入所している障害児入所施設、指定発達支援医療機関

令和6年度における訪問調査の実績は、次のとおりです。

#### 【令和6年度実績】

施設区分	施設数	調査対象児童数		
		措 置	契 約	計
乳児院	1施設	4人	—	4人
児童養護施設	8施設	257人	—	257人
障害児入所施設等	13施設	92人	83人	175人
児 相 別 内 訳	中央	9施設	32人	14人
	県中	9施設	35人	32人
	会津	7施設	16人	20人
	浜	8施設	9人	17人
合 計		353人	83人	436人

※障害児入所施設の「合計」は実施設数のため、4児童相談所の計とは合わない。

#### 4 職員研修

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向を続けていることに加え、相談内容の複雑化・多様化により児童虐待相談等の対応困難な事例も増加しています。そのため、相談に対応する職員は、高度な専門的対応力が求められています。

そこで、毎年度、計画的に専門研修を開催するとともに、県外専門機関等が開催する研修へ職員を派遣し、職員の職務遂行能力の向上を図っています。

##### (1) 児童相談所部門別研修会

児童相談所職員について、児童福祉司部門、児童心理司部門及び一時保護部門の3つの部門に分けて、毎年度、研修会を開催しています。

令和6年度の開催実績は、次のとおりです。

##### ア 児童福祉司部門

期 日 令和7年1月14日（火）

会 場 中央児童相談所 大会議室

受講人数 24名

内 容 ① 協議・情報交換

② 講義 「生活困窮者の現状、その生活によっておこる子どもへの影響」

講師 • (一社) パーソナルサポートセンター 自立相談支援部長／仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」センター長 平井 知則 氏  
• 特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 地域福祉課長／宮城県地域生活定着支援センター長 小林 由美子 氏

##### イ 児童心理司部門

期 日 令和7年1月24日（金）

会 場 中央児童相談所 大会議室

受講人数 14名

内 容 ① 協議・情報交換

② 講義 「児童期・思春期の精神疾患について」

講師 けやき心の発達診療所長 角田 智哉 氏

##### ウ 一時保護部門

期 日 児童相談所ごとに実施

内 容 一時保護所職員を相互に派遣し、派遣先一時保護所において、実際の生活支援の場で実習を行うとともに、情報交換、意見交換を行う

## (2) 面接スキル研修会

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加していることから、毎年度、職員の面接スキルの向上を目的とした研修会を開催しています。

令和6年度の開催実績は、次のとおりです。

### ア 面接スキルトレーニング・事例検討研修

対象者 児童相談所勤務がおおむね3年以内の職員  
期 日 令和6年7月25日（木）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授  
受講人数 12名

### イ 面接スキルトレーニング・事例検討スーパーバイザー研修

対象者 児童相談所勤務がおおむね5年以上の職員  
期 日 令和6年9月11日（水）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授  
受講人数 11名

## (3) 児童虐待ケース対策研修会

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加に加え、相談内容も困難な事例が増加しているため、児童相談所における相談機能の強化が求められています。

そこで、毎年度、児童虐待ケースへの対応能力を養成する研修会を開催しています。

令和6年度の開催実績は、次のとおりです。

### ア ペアレントトレーニング研修

対象者 児童相談所職員  
期 日 令和6年12月13日（金）、12月19日（木）、12月20日（金）  
会 場 県中児童相談所 会議室  
講 師 福島県総合療育センター 診療相談部 佐藤 早苗 主任心理判定員  
受講人数 13名

### イ ソリューション・フォーカスト・アプローチ研修

対象者 児童相談所職員  
期 日 令和6年11月1日（金）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島学園 横山 秀和 学園長  
受講人数 15名

#### (4) 児童相談所職員専門性向上研修

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加しており、相談に対応する児童相談所の職員は高度な専門的対応が求められています。

他方、児童相談所においては、国の「児童虐待防止対策強化プラン」等に基づく体制強化の一環として、全国的に児童福祉司等専門職員の大幅な増員が進んでおります。

そのため、本県では若手職員の専門性を早期に高めるため、令和4年度から中央児童相談所へ研修企画担当職員を配置し、「児童相談所職員人材育成推進事業」による専門性向上研修を計画的に開催して人材育成に取り組んでおります。

令和6年度における児童相談所職員専門性向上研修の開催状況は、次のとおりです。

**令和6年度児童相談所職員専門性向上研修開催実績**

回	開催日	テーマ	講師	会場等	受講人数
第1回	令和6年6月25日	PARSについて	県中児童相談所 井上主任心理判定員	県中児童相談所	17名
第2回	令和6年8月6日	食物アレルギーとアレルギー疾患への対応	大原総合病院 鈴木重雄副院長	中央児童相談所	20名
第3回	令和6年9月17日	発達障がい(基礎編)	発達障がい者支援センター 伊瀬陽子科部長	県中児童相談所	25名
第4回	令和6年9月17日	発達障がい(実践編)	発達障がい者支援センター 伊瀬陽子科部長	県中児童相談所	23名
第5回	令和6年9月30日	愛着形成と愛着の評価について	聖心女子大学 向井隆代教授	中央児童相談所	26名
第6回	令和6年11月7日	ライフストーリーワークの役割と実践	立命館大学／早稲田大学 客員研究員 徳永祥子先生	オンライン	23名
第7回	令和6年12月16日	非行の理解と支援	国際医療福祉大学 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 橋本和明教授	県中児童相談所	21名
第8回	令和7年2月7日	自殺予防について	(一社)高橋聰美研究室 代表 高橋聰美先生	オンライン	19名
第9回	令和7年2月21日	SVの役割について	子どもの虹研修センター 中垣真通研修部長	県中児童相談所	19名
	令和7年2月27日	SVの役割について (フォローアップ研修)	(グループ討議等)	オンライン	16名
					193名

※第9回2/27フォローアップ研修は受講人数に含まず

#### (5) 児童相談所新任職員研修会

令和6年度において新たに児童相談所に配属された職員を対象とした研修会を、前期と後期の2回開催しました。

##### ア 児童相談所新任職員研修会（前期）

職務の円滑な遂行を図ることを目的として、専門業務遂行上必要な知識や技術に関する指導、訓練を行いました。

期 日 令和6年4月22日（月）～23日（火）

会 場 中央児童相談所 大会議室

内 容 児童相談所の業務に関連する講義、演習

講 師 児童相談所職員

受講人数 26名

##### イ 児童相談所新任職員研修会（後期）

期 日 令和6年10月11日（金）

会 場 中央児童相談所 大会議室

内 容 ① 所長講話

② 講義「先輩の体験談から学ぶ」

③ グループ討議

講 師 児童相談所職員

受講人数 19名

#### (6) 派遣研修

職務に必要な専門知識の習得を目的として、例年、他機関・団体が主催する研修に各児童相談所の職員を派遣しています。

令和6年度においても、研修機関である子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかしのほか、国立武蔵野学院や国立保健医療科学院等、多数の機関、団体へ職員を派遣し、資質、能力の向上に努めました。

#### (7) 児童自立支援施設体験研修

児童自立支援施設について理解を深めるとともに、入所児童及びその家族に対する支援の実際を学ぶことにより、職務遂行能力及び自己啓発意欲を高めることを目的とする。

期 日 児童相談所ごとに実施

会 場 福島県福島学園（須賀川市）

対象者 児童自立支援施設での勤務経験がない児童相談所職員

内 容 講義、授業参観、清掃、児童との昼食、班作業 等

## 5 里親制度の推進

児童相談所では、児童の最善の利益を踏まえ、里親委託や養子縁組などの家庭養育を原則とした支援を行っています。家庭的な環境での養育が児童の健やかな成長に資することから、各児童相談所に里親担当児童福祉司及び里親コーディネーターを配置し、関係機関と連携して家庭養育の推進及び里親支援に取り組んでいます。

### (1) 里親関係研修

里親の登録を希望する方や、現に里親として登録を受けている方を対象として、各児童相談所において次の研修を行いました。

- ① 養育里親・養子縁組里親登録前研修
- ② 養育里親・養子縁組里親更新研修
- ③ 里親トレーニング事業（里親応用研修）
- ④ 専門里親更新研修（中央児童相談所のみで開催）

### (2) 里親入門講座

社会的養護を必要とする児童の受け皿となる里親制度について、県民の理解を広め、里親に関心を持っていただくとともに、里親の新規開拓を目的として、各児童相談所が「里親入門講座」を開催しました。

令和6年度における各児童相談所の開催内容は、次表のとおりです。

児童相談所	開催期日	開催場所	内 容
中央児童相談所 (第1回)	令和6年10月22日（火）	二本松市役所 安達支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「里親ってなあに？～里親制度を学ぼう」</li> <li>・里親体験談</li> </ul>
中央児童相談所 (第2回)	令和6年10月25日（金）	福島市保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「みんなでつなごう家族の輪」</li> <li>・養育里親による体験談</li> </ul>
県中児童相談所	令和6年10月25日（金）	県中児童相談所内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「みんなでつなごう家族の輪」</li> <li>・養育里親による体験談</li> </ul>
会津児童相談所 (第1回)	令和6年10月17日（木）	会津若松市北会津支所（ピカリンホール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「里親制度等について」</li> <li>・里親による体験談（インタビュー形式）</li> </ul>
会津児童相談所 (第2回)	令和6年10月28日（月）	喜多方市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「里親制度について」</li> <li>・里親による体験談（インタビュー形式）</li> </ul>
浜児童相談所 (いわき地区)	令和6年10月25日（金）	浜児童相談所内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「里親制度について」</li> <li>・里親体験記（対談形式）</li> </ul>
浜児童相談所 (相双地区)	令和6年10月18日（金）	県環境放射線センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「里親制度について」</li> <li>・里親体験記（対談形式）</li> </ul>

### (3) 里親制度啓発活動「One Love キャンペーン」

こども家庭庁は毎年10月を「里親月間」と位置づけ、里親制度に対する理解を進めるための集中的な広報啓発を実施することとしています。それに合わせて県内児童相談所においても、街なかで啓発グッズを配布するなど街頭啓発活動を実施しています。

令和6年度における各児童相談所の実施内容は、次のとおりです。

児童相談所	開催期日	開催場所	備 考
中央児童相談所	令和6年10月19日（土）	イオン福島店	
県中児童相談所	令和6年10月27日（日）	ビッグパレットふくしま	「ファミリーフェスタ（郡山）」に出展
会津児童相談所	令和6年10月14日（月）	まちの駅 ロータス村	「大町通り秋の歩行者天国まつり」のイベントに 出展
浜児童相談所	令和6年9月14日（土）	二ツ沼総合公園	「ふたばワールド2023 in 広野」ヘブース出展
浜児童相談所	令和6年10月11日（金）	マルトSC平尾子展（AM） ヨークベニマル原町西店（PM）	

### (4) 里親への支援等

各児童相談所においてレスパイト・ケア（※）事業を実施し、里親が行う委託児童の養育を支援しています。また、里親への家庭訪問を行い、養育の状況を把握するとともに、里親への助言も行っています。

なお、本県では、令和7年度から里親支援業務の一部を民間機関「ふくしま里親相談センター」に委託し、県（児童相談所）と同センターの協力体制のもと、里親の支援に努めています。

※ レスパイト・ケア：委託児童を養育している里親が、休息をとるために援助を必要とする場合等において、一時的に他の里親やファミリーホーム又は乳児院、児童養護施設などで当該児童を預かることにより、里親が行う委託児童の養育を支援すること

## 6 市町村との連携、市町村支援

児童福祉法の規定により、都道府県は、市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、情報提供、職員の研修その他必要な援助等を行うこととされており、第一義的な相談窓口となる市町村と県（児童相談所）との連携は、児童福祉の推進において欠かすことができません。

そのため、各児童相談所では、毎年度、管内市町村担当者会議を開催して協議、情報交換や意見交換などを行い、連携の強化に努めています。

令和6年度における児童相談所ごとの市町村担当者会議の開催状況は、次のとおりです。

### 【中央児童相談所】

- ・会議名称 令和 6 年度市町村児童相談担当者会議（第 1 回）
- ・開催期日 令和 6 年 5 月 28 日（火）
- ・開催会場 中央児童相談所 大会議室
- ・出席市町村数 8（県北保健福祉事務所も出席）
- ・議題 ① 児童相談所の業務説明 ② 令和 5 年度の相談件数及び相談の傾向  
③ 各市町村、児童相談所との協議・情報交換  
④ 講義、グループワーク「児童虐待の初期対応について」
- ・会議名称 令和 6 年度市町村児童相談担当者会議（第 2 回）  
(令和 6 年度妊産婦等支援力向上事業研修会) ※県北保健福祉事務所と共催
- ・開催期日 令和 7 年 2 月 13 日（木）
- ・開催会場 県北保健福祉事務所 2 階大会議室
- ・出席市町村数 7
- ・議題 ① 講義「こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的支援」  
② 事例検討「母子保健と児童福祉の連携事例の検討」  
③ 情報交換

### 【県中児童相談所】

- ・会議名称 令和 6 年度市町村児童福祉担当者会議（第 1 回）
- ・開催期日 令和 6 年 5 月 31 日（金）
- ・開催会場 県中児童相談所 会議室
- ・出席市町村数 22
- ・議題 ① 行政説明（業務概要と市町村相談援助活動等について、児童虐待対応について ほか）  
② グループ討議（須賀川市の相談援助活動の実践報告、グループ討議）
- ・会議名称 令和 6 年度市町村児童福祉担当者会議（第 2 回 県中・県南地区：町部）
- ・開催期日 令和 6 年 11 月 29 日（金）
- ・開催会場 石川町役場 正庁
- ・出席市町村数 12
- ・議題 ① 実践報告（古殿町の相談体制の現状について）  
② 協議・情報交換（こども家庭センター関連、要対協関連、ほか）
- ・会議名称 令和 6 年度市町村児童福祉担当者会議（第 2 回 県中・県南地区：村部）
- ・開催期日 令和 6 年 12 月 10 日（火）
- ・開催会場 須賀川市役所 3 階 光の会議室
- ・出席市町村数 9
- ・議題 ① 実践報告（小野町の児童相談体制の現状について）  
② 協議・情報交換（こども家庭センター関連、要対協関連、ほか）

- ・会議名称 令和6年度市町村児童福祉担当者会議（第2回 浜・相双地区：町・村部）
- ・開催期日 令和6年12月12日(木)
- ・開催会場 富岡町文化交流センター 学びの森 2階大会議室
- ・出席市町村数 10
- ・議題 ①実践報告（浪江町、葛尾村の児童相談体制の現状について）  
②協議・情報交換（要保護児童対策地域協議会運営に関すること、避難者支援に関すること）

#### 【会津児童相談所】

- ・会議名称 令和6年度第1回市町村児童相談担当者会議
- ・開催期日 令和6年5月21日(火)
- ・開催会場 道の駅あいづ 湯川・会津坂下
- ・出席市町村数 14
- ・議題 ① 児童相談所からの情報提供  
② 保健福祉事務所からの情報提供  
③ 令和5年度の各市町村の相談実績報告  
④ 他市町村や児童相談所との情報交換  
⑤ 講義 「児童虐待の初期対応について」  
⑥ 演習 「児童虐待の初期対応」のグループワークとロールプレイ
- ・会議名称 令和6年度第2回市町村児童相談担当者会議
- ・開催期日 令和6年12月10日(火)
- ・開催会場 会津保健福祉事務所
- ・出席市町村数 14
- ・議題 ① 会津保健福祉事務所からの情報提供  
② 講義 「サポートプランの『い・ろ・は』」  
③ 演習 「サポートプランの作成」

#### 【浜児童相談所】

- ・会議名称 令和6年度第1回市町村児童家庭相談担当者会議
- ・開催期日 令和6年5月22日(水)
- ・開催会場 いわき市生涯学習プラザ
- ・対象市町村数 13
- ・議題 ① 市町村子ども家庭支援のあり方及び実務について  
② 事例検討と情報交換

## 7 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議

児童虐待事案に対する迅速、適切な対応を図るために、関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、各児童相談所と管轄の警察署及び検察庁（支部）で連絡会議を設置して毎年度会議を開催し、児童虐待や非行問題等についての協議、情報交換等を行っています。

令和5年度における各連絡会議の開催状況は、次のとおりです。

### 【中央児童相談所】

- ・会議名称 令和6年度児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議
- ・開催期日 令和6年6月25日（火）
- ・開催会場 中央児童相談所 大会議室

### 【県中児童相談所】

- ・会議名称 令和6年度管内警察署、検察庁及び県中児童相談所の連絡会議
- ・開催期日 令和6年6月13日（木）
- ・開催会場 県中児童相談所 会議室

### 【会津児童相談所】

- ・会議名称 令和6年度会津児童相談所と管内警察署等との連絡会議
- ・開催期日 令和6年7月1日（月）
- ・開催会場 会津児童相談所 会議室

### 【浜児童相談所】

- ・会議名称 令和6年度管内警察署及び検察庁との連絡会議

<いわき地区>

- ・開催期日 令和6年6月4日（火）
- ・開催会場 浜児童相談所 会議室

<相双地区>

- ・開催期日 令和6年7月10日（水）
- ・開催会場 県環境放射線センター 会議室

## IV 児童福祉施設等

### 1 県内の児童福祉施設等一覧

施設種類	設置主体	施設名	定員(人)	郵便番号	施設所在地	電話番号
乳児院	県	福島県立乳児院	15	963-8001	郡山市大町二丁目1-16	024(983)6811
児童養護施設	法	福島愛育園	67	960-8156	福島市田沢字躑躅森16	024(549)0596
	法	青葉学園	36	960-2152	福島市土船字新林24	024(593)1022
	法	堀川愛生園	35	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内94	0247(33)2739
	法	会津児童園	30	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端79	0242(92)3250
	法	白河学園	36	961-0984	白河市和尚壇山2-9	0248(23)3059
	法	いわき育英舎	40	979-3124	いわき市小川町上小川字大坂5	0246(83)1571
	法	アイリス学園	40	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-3	024(591)2105
	法	森の風学園	24	963-6301	石川郡玉川村四辻新田字諏訪平125-4	0247(57)3788
児童自立支援施設	県	福島学園	50	962-0001	須賀川市森宿字中新田128	0248(73)2514
自立援助ホーム	法	NEXT福島	6	970-8026	いわき市平字紺屋町54 扇マンション6階	0246(85)5346
	法	あい	6	963-8811	郡山市方八町2-6-16	024(953)3871
	法	NEXT小法師	6	960-8057	福島市笹木野字中金谷35-2	024(515)7602
	法	やまびこ	6	963-8041	郡山市富田西3丁目20	080(7249)5171
	法	マイホーム 郡山香久池	6	963-0115	郡山香久池二丁目8-1	080(6035)1366
福祉型障害児入所施設(知的障害児)	県	大笹生学園	45	960-0251	福島市大笹生字姐板山182-1	024(557)6014
	法	桜が丘学園	30	963-7855	石川郡石川町字猫啼359-1	0247(26)2003
	法	東洋学園児童部	40	979-0204	いわき市四倉町細田字御厩13-3	0246(38)7871
	県	福島県ばんだい荘 わかば	40	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242(65)2711
	法	入所支援事業所 アルバ	24	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦52	024(945)0369
	法	原町学園 (R5.6月から休止中)	—	979-2521	相馬市赤木字松ヶ沢160-4	—
	法	白河めぐみ学園	20	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1	0248(25)2046
	法	白河こひつじ学園	20	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原156-1	0248(25)2055
医療型障害児入所施設 (肢体不自由児)	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	県	総合療育センター	※80	963-8041	郡山市富田町上ノ台4-1	024(951)0250
医療型障害児入所施設(重症心身障害児)	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	法	国立病院機構 福島病院	170	962-8507	須賀川市芦田塚13	0248(75)2131
	法	国立病院機構 いわき病院	80	971-8126	いわき市小名浜野田字八合88-1	0246(88)7101

※ 令和7年4月1日現在

※福島整肢療護園の定員は、肢体不自由児と重症心身障害児を合算した人数である。

※ 総合療育センターの定員は、措置入所、契約入所及び一般入所を合算した人数である。

## 2 施設別在籍状況

### (1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(人)

	種別	施設名	R5年度末人員					R6年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	計	中央	県中	会津	浜	計
県内	乳児院	若松乳児院	1	4	0	0	5	0	6	0	0	6
	児童養護施設	福島愛育園	26	14	12	10	62	22	15	12	8	57
		青葉学園	23	6	5	4	38	19	10	2	4	35
		堀川愛生園	6	11	3	0	20	5	8	2	1	16
		会津児童園	1	9	17	0	27	0	11	17	0	28
		白河学園	11	13	6	6	36	7	15	5	4	31
		いわき育英舎	1	5	7	21	34	1	7	6	19	33
		アイリス学園	6	5	0	5	16	6	4	0	5	15
		森の風学園	2	12	5	4	23	1	8	4	4	17
		児童養護施設計	76	75	55	50	256	61	78	48	45	232
	児童自立支援施設	福島学園	2	0	2	3	7	1	5	4	2	12
県内合計			79	79	57	53	268	62	89	52	47	250
県外	児童心理治療施設	青森おおぞら学園	1	1	0	0	2	1	1	0	0	2
	県外合計		1	1	0	0	2	1	1	0	0	2
乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設 計(1)			80	80	57	53	270	63	90	52	47	252

## (2) 障害児入所施設

(人)

	種別	施設名	R5年度末人員				R6年度末人員						
			中央	県中	会津	浜	中央	県中	会津	浜			
県内	福祉型障害児入所施設 知的障害児	大笹生学園	措置	14	0	1	2	14	0	1	2		
			契約	7	0	0	0	6	0	0	0		
		ばんだい荘	措置	0	3	7	0	1	4	7	0		
		わかば	契約	0	2	4	0	0	3	6	0		
		桜が丘学園	措置	2	10	0	0	4	10	0	0		
			契約	0	6	0	0	0	6	0	0		
		東洋学園 (児童部)	措置	1	0	0	4	1	1	0	2		
			契約	0	0	0	8	0	0	0	8		
		アルバ	措置	6	9	0	1	5	11	1	1		
			契約	0	4	0	0	0	5	0	0		
		白河めぐみ学園	措置	2	4	1	0	2	5	0	1		
			契約	1	2	3	0	1	1	1	0		
		白河こひつじ学園	措置	1	1	1	1	1	0	1	1		
			契約	0	3	4	0	0	4	5	0		
		原町学園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0		
県外	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	福島整肢療護園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	0	0	2	0	0	0	1		
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	福島県総合療育センター	措置	6	1	0	0	4	1	0	0		
			契約	3	8	1	1	4	8	0	0		
		福島整肢療護園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	0	0	2	0	0	0	1		
		福島県総合療育センター	措置	0	1	2	0	1	3	2	0		
			契約	1	4	4	1	1	2	3	2		
		国立病院機構 福島病院	措置	0	2	3	0	0	1	3	0		
			契約	2	5	2	5	1	5	3	5		
		国立病院機構 いわき病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0		
		県外計	措置	32	31	15	8	33	36	15	7		
			契約	14	34	18	19	13	34	18	17		
障害児入所施設 計(2)	福祉型障害児入所施設 知的障害児	筑峯学園	措置	1	1	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0		
	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	宮城県拓桃園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	1	0	1	0	0	0	0		
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	国立病院機構 米沢病院	措置	0	1	1	0	0	1	0	0		
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0		
		新潟はまぐみ 小児医療センター	措置	0	0	0	0	0	0	0	0		
			契約	0	0	1	0	0	0	1	0		
	県外計		措置	0	1	1	0	0	1	0	0		
			契約	0	1	1	1	0	0	1	0		
	障害児入所施設 計(2)		措置	32	32	16	8	33	37	15	7		
			契約	14	35	19	20	13	34	19	17		
	合計		合計	46	67	35	28	46	71	34	24		
施設入所 総計 ((1)+(2))			措置	112	112	73	61	96	127	67	54		
			契約	14	35	19	20	13	34	19	17		
			合計	126	147	92	81	109	161	86	71		

## (3) 県内の福祉事務所等一覧

福 祉 事 務 所 等 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
福島県県北保健福祉事務所	960-8012	福島市御山町8-30	024(534)4155
福島県県中保健福祉事務所	962-0834	須賀川市旭町153-1	0248(75)7809
福島県県南保健福祉事務所	961-0074	白河市郭内127	0248(22)5647
福島県会津保健福祉事務所	965-0873	会津若松市城東町5-12	0242(29)5278
福島県南会津保健福祉事務所	967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241(63)0305
福島県相双保健福祉事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244(26)1134
福島県いわき地方振興局 (県民部県民生活課)	970-8026	いわき市平字梅本15	0246(24)6204
福島市福祉事務所	960-8601	福島市五老内町3-1	024(535)1111
伊達市福祉事務所	960-0692	伊達市保原町字舟橋180	024(575)1111
二本松市福祉事務所	964-8601	二本松市金色403-1	0243(23)1111
本宮市福祉事務所	969-1151	本宮市本宮字千代田60-1	0243(63)2780
郡山市福祉事務所	963-8601	郡山市朝日1丁目23-7	024(924)2491
須賀川市福祉事務所	962-8601	須賀川市八幡町135	0248(75)1111
田村市福祉事務所	963-4393	田村市船引町船引字畠添76-2	0247(81)2111
白河市福祉事務所	961-8602	白河市八幡小路7-1	0248(22)1111
会津若松市福祉事務所	965-8601	会津若松市東栄町3-46	0242(39)1111
喜多方市福祉事務所	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	0241(24)5229
相馬市福祉事務所	976-8601	相馬市中村字北町63-3	0244(37)2205
南相馬市福祉事務所	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	0244(24)5243
い わ き 市	平地区保健福祉センター	970-8686	いわき市平字梅本21
	小名浜地区保健福祉センター	971-8162	いわき市小名浜花畠町34-2
	勿来・田人地区保健福祉センター	974-8232	いわき市錦町大島1
	常磐・遠野地区保健福祉センター	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷76-1
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田191
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	979-0201	いわき市四倉町字西4丁目11-3
	小川・川前地区保健福祉センター	979-3122	いわき市小川町高萩字小路尻19-10

(令和7年4月1日現在)